

# 令和3年2月市議会 総務委員会資料

## 第11号議案 令和3年度長崎市一般会計予算

### 【目次】

#### (款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 1 一般管理費

##### 1 1 市民力推進費

3 市民提案型協働事業実施費 . . . . . 1~2

4 長崎伝習所費 . . . . . 3

##### 2 5 【単独】市民活動推進事業費補助金

1 自治会集会所建設奨励 . . . . . 4

#### (款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 2 広報広聴費

##### 1 広報広聴推進費

1 1 市民相談費 . . . . . 5~6

#### (款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 6 財産管理費

##### 6 【単独】市有財産保全事業費

1 西小島2丁目 . . . . . 7~9

#### (款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 8 文化振興費

##### 1 新文化施設整備推進費

1 基本計画策定費 . . . . . 10~14

##### 3 文化振興推進費

3 芸術文化大会等出場奨励事業費 . . . . . 15~16

##### 4 文化施設管理運営費

2 チトセピアホール運営費 . . . . . 17~19

《債務負担行為》チトセピアホール指定管理

3 遠藤周作文学館運営費 . . . . . 20~21

##### 6 【単独】文化施設整備事業費 . . . . . 22~27

1 長崎ブリックホール

2 チトセピアホール

(次ページあり)

(款) 2 総務費	(項) 1 総務管理費	(目) 1 3 男女共同参画推進費	
	1 男女共同参画推進費		
	4 男女共同参画推進センター運営費		28~31
	5 第69回全国地域婦人団体研究大会補助金		32~33

(款) 2 総務費	(項) 1 総務管理費	(目) 1 5 地域・交通安全推進費	
	1 地域安全推進費		
	2 犯罪被害者等支援推進費		34~38
	7 防犯カメラ設置事業費補助金		39~41
	9 再犯防止啓発費補助金		42~43

(款) 2 総務費	(項) 1 総務管理費	(目) 2 3 スポーツキャンプ等誘致費	
	1 キャンプ誘致推進費		
	1 東京オリンピック・パラリンピックキャンプ誘致推進費		44~45
	2 東京オリンピック・パラリンピック関連事業推進費		
	1 東京オリンピック・パラリンピック聖火リレー等実施費		46~50

(款) 3 民生費	(項) 5 災害救助費	(目) 1 災害救助費	
	1 災害救助費		
	1 災害被災者救援費		51~52

(款) 4 衛生費	(項) 1 保健衛生費	(目) 1 0 火葬場費	
	2 新火葬場整備推進費		
	1 基本構想策定費		53~55
	4 【単独】火葬場施設整備事業費		
	1 火葬炉改修ほか		56

(款) 7 商工費	(項) 1 商工費	(目) 1 商工総務費	
	4 消費者行政費		
	1 消費生活相談費		57~60
	6 若年者消費者教育強化事業費		61~62

(次ページあり)

(款) 10教育費 (項) 7保健体育費 (目) 3体育振興費	
1 社会体育振興費	
6 プロスポーツ応援事業費	63~64

(款) 10教育費 (項) 7保健体育費 (目) 5市民プール費	
2 市民プール管理運営費	
1 市民総合プール運営費	65~67
《債務負担行為》市民総合プール指定管理	
2 市民神の島プール運営費	68~69
3 【単独】市民プール施設整備事業費	
1 市民総合プール	70~71

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度以降の利用	
料金制適用施設における収支見込みについて	72~73



予 算 説 明 書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
112～ 113	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	11-3	市民提案型協働事業実施費 （「知って」「考えて」「行動する」よかまちづくり事業）	千円 614

### 1 概 要

「情報共有」、「参画」、「協働」をまちづくりの基本原則とする長崎市よかまちづくり基本条例（以下、「よかまち条例」とする。）を、平成 27 年に制定してから5年が経過したが、自分たちのまちは自分たちでよくするというよかまち条例の理念をさらに市民に浸透させる必要がある。

今回、市民活動団体からの提案を受け、長崎市提案型協働事業の手法を用いて、よかまち条例を市民に広め、市民活動を身近に感じてもらい、まちづくりの担い手として行動するきっかけづくりを市民と協働して行う。

### 2 事業内容

#### (1)実施内容

##### ①よかまち条例周知イベントの開催（1回）

（内容）よかまち条例についての基調講演、市民活動体験談、意見交換など

（参加者数）100名

##### ②担い手創出のための研修会の開催（2回：北部・中央部にて各1回）

（内容）まちづくり活動に興味を持った方等を対象に、地域で市民活動をしている方とまちづくりについて意見交換をする。

（参加者数）1回あたり 20名

#### (2)協働団体 もってこい長崎レクリエーショングループお手玉の会

長崎市市民活動センター登録団体。お手玉遊び・レクリエーションを通して、健康で明るく心豊かな社会の実現を目指し、高齢者サロンでの出前講座などを行っている。

#### (3)事業費 614千円(委託料)

（内訳）①よかまち条例周知イベントの開催 574千円

②担い手創出のための研修会の開催 40千円

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円 614	千円 —	千円 —	千円 —	千円 614	千円 —

※長崎伝習所基金繰入金

# 長崎市よかまちづくり 基本条例

長崎市においては、これまでも市民がまちづくりに参画し、行政とも協働を重ねてきました。それらのつながりをさらに強めることで、どのような時代の変化にも対応できる真に自立した「よかまち」を実現するため、長崎市におけるまちづくりの基本的な考え方や市民の役割等を明確にした、長崎市よかまちづくり基本条例をここに制定します。

私たちのまち長崎市は、鎖国時代には西洋に開かれた唯一の窓口であり、港を通して、多様な異国の文化を受け入れ、先進的な情報を国内に広めるとともに、志を持った若者たちを育み、時代を動かす日本の国づくりに大きく貢献してきた歴史を持っています。

また、原子爆弾の惨禍から市民の英知とたゆまぬ努力によって復興した経験を持つことから、核兵器の廃絶と世界恒久平和を希求し、その実現に向け、自ら行動し続けるまちです。

このような歴史と、日本、中国、西洋を意味する和・華・蘭の文化が融合した異国情緒豊かな長崎市には、交流の史実を物語る出島をはじめ、様々な歴史や文化を象徴する寺社や教会、日本の近代化を支えた産業遺産などがまちの至るところに残っており、中には世界遺産として登録されたものもあります。また、「くんち」や「精霊流し(しょうろうながし)」に代表される祭りや行事も多く、各地域にも特色ある伝統が継承され、未来へと引き継ぐべき貴重な市民の財産となっています。

そして、これらの歴史や文化に加え、深い入江と港を囲む山々が織りなす美しい地形は、世界でも有数の夜景を演出し、新鮮な海の幸や異国との交流の中で育まれてきた和・華・蘭の食文化に、市民のあたたかい心が相まって、訪れる方々をもてなしています。

一方、地域の課題やニーズも多様化・複雑化している現状において、人口減少や少子化・高齢化が進行し、地域のつながりが希薄化するなど、社会の仕組みについても大きな転換期を迎えています。

私たちは、将来のこのまちが、「豊かな自然や歴史と文化を守り、活かしながら、世界中のだれもが訪れたいくなるおもてなしに溢れた魅力あるまち」、「すべての市民が安全・安心に暮らし、地域や人のつながりを大切にすまち」、「原爆被爆都市の使命として、被爆体験を語り継ぎ、平和を発信し続けるまち」であることを目指します。

この条例を制定することにより、市民、議会及び行政などあらゆるまちづくりの担い手である私たちが、それぞれの強みを活かし、役割を果たしながら、みんなでまちづくりを進めていきます。

この前文は、なにが書いてあるの？

長崎市の歴史、伝統や文化及び社会状況の変化を踏まえ、将来の理想として掲げたまちを、私たちみんなでつくっていくことを宣言しています。



## (まちづくりの宣言)

第1条 私たちは、まちづくりに参画し、様々な担い手と協働し、つながりを深め広げることにより、どのような時代の変化にも対応でき、幸せに暮らし活動できる長崎市らしいまちづくりを進めます。

### なにを、宣言しているの？

市民の皆さんや、議会、行政など、あらゆるまちづくりの担い手である「私たち」が、「長崎のまちをみんなでつくる」「自分たちのまちは自分たちでよくする」という気持ちを共有して、お互いのつながりをさらに深め広げ、「参画」と「協働」による、長崎らしいまちづくりを進めることを宣言しています。



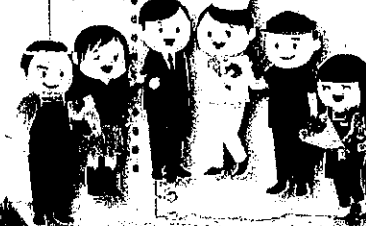
## (用語の意味)

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。
  - ア 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。
  - イ 通勤・通学する人 本市の区域内に通勤し、又は通学する者をいいます。
  - ウ 地域団体 地域のために活動している地域ごとに形成された自治会などの団体をいいます。
  - エ 市民活動団体等 本市の区域内で不特定かつ多数のもの、利益の増進のために活動している個人及び法人その他の団体をいいます。
  - オ 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。
  - カ 納税者 アからオまでに掲げる個人、法人、団体のほか、本市へ納税している個人、法人、団体をいいます。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。
- (3) まちづくり 地域をより良いものとするための様々な分野における取組みをいいます。
- (4) 市政 市長等又は議会が行う活動をいいます。
- (5) 参画 自らの意思でまちづくりに参加することをいいます。
- (6) 協働 様々な担い手が強い信頼関係のもと、それぞれの強みを発揮して、お互いに協力してまちづくりに取り組むことをいいます。

### 「市民」って、住んでる人だけ？

この条例で定める「市民」の範囲は、様々なひとが、助け合い協力し合って、まちに係わっていることから、住民の皆さんや、市内に通勤・通学しているかた、企業、学校、地域団体、NPO等市民活動団体などで活動されているかたを含めて、広く「市民」として定めています。



## (まちづくりの基本理念)

第3条 私たちのまちづくりの基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 豊かな自然や歴史と文化を守り、活かしながら、だれもが訪れたいくなる魅力あるまちづくり
- (2) 地域や人がつながり、だれもが安全・安心に暮らせる住みやすいまちづくり
- (3) 被爆の実相や体験を継承し、平和を発信し続けるまちづくり

### 基本理念って、なに？

将来のまちに求める姿、理想として掲げる「まち」を実現するための根本となる考え方、まちづくりのあり方を基本理念として定めています。



## (まちづくりの基本原則)

第4条 私たちのまちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 情報共有の原則 市民、議会、市長等が、まちづくりに関して情報を出し合い共有すること
- (2) 参画の原則 市民が、まちづくりに主体的に参画すること
- (3) 協働の原則 市民、議会、市長等が、まちづくりにおいて協働すること

### 基本原則って、なに？

「まちづくりの基本理念」を実現するため、まちづくりにあたっての基本的な決まりごとや基本的な進め方を、「まちづくりの基本原則」として定めています。

## (市民の役割)

第5条 私たち市民は、自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちをよく知るために、お互いに情報を出し合い共有します。

- 2 私たち市民は、自分でできることは自分で、自分たちでできることは自分たちでという気持ちで、積極的にまちづくりに参画します。
- 3 私たち市民は、まちづくりにあたり、お互いに相手の立場を理解しおもしろいやりをもって、様々な担い手とつながり、積極的に協働します。
- 4 私たち市民は、先人から受け継いだ交流により栄えたまちを、さらに発展させ、みんなでまちをつくるという気持ちとともに、未来を担う子どもたちに継承します。

### 市民は、なにをやるの？

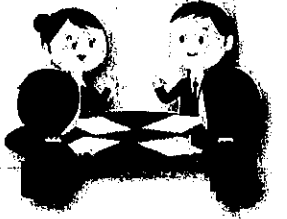
市民の皆さんが、まちづくりにあたり、できる範囲でできることに取り組む心がけを大切にしながら、情報を出し合い共有し参画し協働することを、「市民の役割」として定めています。

## (議会の責務)

第6条 議会は、市政における二元代表制の一翼を担い、本市の意思決定を行う議決機関として、その権能を発揮します。  
2 議会に関する基本的な事項については、長崎市議会基本条例(平成22年長崎市条例第37号)によります。

### 議会は、なにをやるの？

市政における二元代表制の一翼を担い、本市の意思決定を行う議決機関として、その権能を発揮することと定めています。その他については、長崎市議会基本条例を尊重することとしています。



## (市長等の責務)

- 第7条 市長等は、効率的で、公正かつ透明性の高い市政運営のため、市民意思の把握に努め、まちの現状や課題を市民と共有して、まちづくりを推進します。
- 2 市長等は、市民の自主性及び自立性を尊重し、参画と協働によるまちづくりを推進します。
- 3 市長等は、市民の意見を適切に反映させながら、総合的かつ計画的な市政の運営に取り組むとともに、健全な財政運営を行います。
- 4 市長等は、国及び他の地方自治体と積極的に連携します。
- 5 市長等は、世界に貢献するために、これまでの国際交流の歴史を活かしながら、国外の都市等と積極的に連携します。
- 6 市長等は、適切に職員を指揮監督するとともに、参画と協働によるまちづくりを推進する職員を育成します。
- 7 市長等は、この条例の趣旨が施策等に反映されていることを検証します。

### 市長等は、なにをやるの？

情報共有、参画、協働によるまちづくりを進めることや、市政運営に係る事務を適正に行い行政機能を発揮すること等を定めています。

## (職員の責務)

- 第8条 職員は、全体の奉仕者として、法令、条例、規則等を遵守するとともに、市民と情報を出し合い共有しながら、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行します。
- 2 職員は、様々な担い手とつながり、積極的に参画と協働によるまちづくりに取り組みます。
- 3 職員は、自らの経験や専門性を活かしながら、市民としての役割を担います。

### 職員は、なにをやるの？

職員が、職務の遂行の大切さと、この条例上、職務外においては、職員も市民の一員であるため、市民の役割を担うことを認識するための責務を定めています。

## 附 則

この条例は、平成27年12月1日から施行する。



予 算 説 明 書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
112～ 113	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	11-4	長崎伝習所費	千円 8,597

### 1 概 要

長崎伝習所は、昭和61年にまちづくりの人材育成とネットワークづくりを目的に設立し、行政や市民が提案したテーマごとに塾生を募集して、塾長を中心に市民と行政が協働で行なう「塾事業」と、地域の住民同士をつなぐようなまちづくりリーダーの育成などを行う「つながり事業」を柱とした事業展開により、市民活動の活性化に寄与してきた。

令和3年度は、従来の伝習所塾に加え、塾活動に気軽に参加できるよう活動期間や活動費を改めた「チャレンジ塾」を加えるとともに、伝習所の魅力を伝え、利用者が使いやすくなるよう、ホームページをリニューアルする。

また、令和2年度に福地茂雄氏(アサヒビール(株)社友、長崎大学経済学部卒業)のプロデュースにより6回開催予定であった「自分新化講座」について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催を見合わせた3回を開催する。

### 2 事業内容

(1)長崎伝習所負担金	8,285 千円
ア 塾事業費	5,756 千円
(ア)塾活動費(伝習所塾 500 千円×5 塾、チャレンジ塾 100 千円×5 塾ほか)	3,538 千円
(イ)伝習所まつり経費	1,005 千円
(ウ)ホームページリニューアル費	1,000 千円
(エ)その他	213 千円

  イ つながり事業費 2,363 千円

    (ア)「自分新化講座」(3回)の実施 2,363 千円

      予定している講師

      加賀見俊夫氏(オリエンタルランド代表取締役会長兼 CEO)

      小林研一郎氏(作曲家、指揮者)

      福地 茂雄氏

自分新化講座経費内訳

支出	2,903 千円
収入	540 千円
差引	2,363 千円

    ウ 運営委員会費(運営委員会委員報酬 5人×5回ほか) 166 千円

収入:チケット販売収入

(2)その他の事務費 312 千円

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円 8,597	千円 —	千円 —	千円 —	千円 8,597	千円 —

※長崎伝習所基金繰入金

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
114～ 115	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	25-1	【単独】市民活動推進事業 費補助金 自治会集会所建設奨励	千円 50,000

### 1 概 要

自治会活動の拠点である自治会が所有する集会所の整備を促進するため、建物の新築及び補修、水洗便所への改築、危険な塀の補修等を行う自治会に対して、補助を行う。

### 2 事業内容

事業費 (補助金)	(1)自治会集会所(駐車場合む)の主体工事費(建物の基礎、本体、屋根造作、仕上部分等) (2)附帯工事費(電気、ガス、給排水、冷暖房、駐車場等) (3)設計監理費 (4)水洗便所への改築費 (5)外構のうち、塀の補修、改築及び解体費(危険と判断されるもの) ※用地取得造成、植樹、備品費等は対象外
補助率	(1)補助対象経費×50%(限度額 1,000 万円) ※避難所指定又は指定見込みの場合、1,500 万円が限度 (2)水洗便所への改築の場合(1 回限り)(限度額 50 万円) ※避難所指定又は指定見込みの場合、75 万円が限度

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 50,000	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 50,000



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
114~115	2 総務費	1 総務管理費	2 広報聴費	1-11	市民相談費	千円 4,454

## 1 概 要

市民が抱える日常生活の中の悩みごと・困りごとに対し、職員による市政相談や一般相談のほか、弁護士、税理士、司法書士等の専門家による専門相談を定期的を実施し、市民の不安や悩みを解消することにより、住みよい豊かなまちづくりを目指す。

## 2 事業内容

### (1) 相談項目と相談日時等

項目	内容	相談日時	担当
市政相談	市政についての相談、要望等	月曜日～金曜日	自治振興課相談員
一般相談	民事問題全般	月曜日～金曜日	自治振興課相談員
専門相談 (定員あり)	法律相談	法律問題(交通事故も含む) 月・火・木曜日 午後1時～4時	担当弁護士
	国税相談	所得税、相続税、贈与税等 毎月5日 午後1時～4時	九州北部税理士会 長崎支部
	登記相談	土地、建物の登記手続き等 火曜日 午後1時～4時	長崎県司法書士会・長崎県土地家屋調査士会
	不動産相談	不動産の売買、賃貸借、あっせん手数料、空き家問題等 金曜日 午後1時～4時	長崎県宅地建物取引業協会
	住宅リフォーム 事前相談	住宅の増改築・修繕等 第2水曜日 午後1時～4時	長崎市住宅相談連絡協議会
	マンション 管理相談	マンション管理運営・分譲、 マンション生活上での相談 第2水曜日 午後1時～4時	長崎県マンション管理士会

### (2) 事業費内訳

報償費(謝礼金)	4,350千円
需用費(図書、追録など)	104千円
合計	4,454千円

(3) 法律相談の事前予約の開始について

従来の実施方法(当日受付のみ)においては、受付から相談までを必ず来庁して行わなければならないが、また、窓口まで来ても定員を超えていたときは相談が受けられない場合もあったことから、電話による事前予約もできるよう改善することとした。

開始日	4月1日(木)相談分から(事前受付は、3月22日(月)から)
事前予約方法	相談希望日の前週月曜日から前日の8時45分～17時30分までに電話または市民相談窓口で事前予約受け付け
事前聞き取り	相談当日午前中までに、電話または市民相談窓口で相談内容の事前聞き取りを実施
市民への周知方法	市民相談窓口への掲示、広報ながさき3月号、長崎市ホームページ、市政記者室への投げ込み、総合案内、あじさいコールなど

※当日受付も、従来どおり8時45分～11時30分まで市民相談窓口で受付と事前聞き取りを実施。

(4) 法律相談の流れ(従前との比較)

	令和3年4月1日以降の相談分から(8枠) ＜事前予約＞	従前(10枠)
相談希望日の前週の月曜日	☒ 電話または窓口 事前予約	
↓		
相談日前日	☒ 電話または窓口 事前聞き取り	
↓		
相談日当日	☒ 事前聞き取りが済んでいないかたは、 事前聞き取り (8:45～11:30)	☒ 法律相談申し込み 及び事前聞き取り (8:45～11:30)
	↓	↓
		☒ 相談順番の抽選 (11:30～11:50)
		↓
	法律相談 (13:00～16:00)	法律相談 (13:00～16:00)

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
4,454	-	-	-	-	4,454

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
120 ~ 121	2 総務費	1 総務管理費	6 財産管理費	6-1	【単独】市有財産保全事業 費 西小島2丁目	千円  18,500

### 1 概 要

戦没者の遺骨が埋葬されている西小島2丁目市有地のコンクリートブロック塀が老朽化していることから、危険防止のため塀を撤去し、転落防止柵を設置する。  
併せて、敷地内の樹木が敷地施設等に影響を及ぼしていることから樹木を伐採する。

### 2 事業内容

西小島2丁目施設工事の実施 18,500千円  
(工事内容)

- ・コンクリートブロック塀撤去 L = 82.7m
- ・転落防止柵設置 L = 126.7m
- ・樹木伐採 6本

### 3 今後について

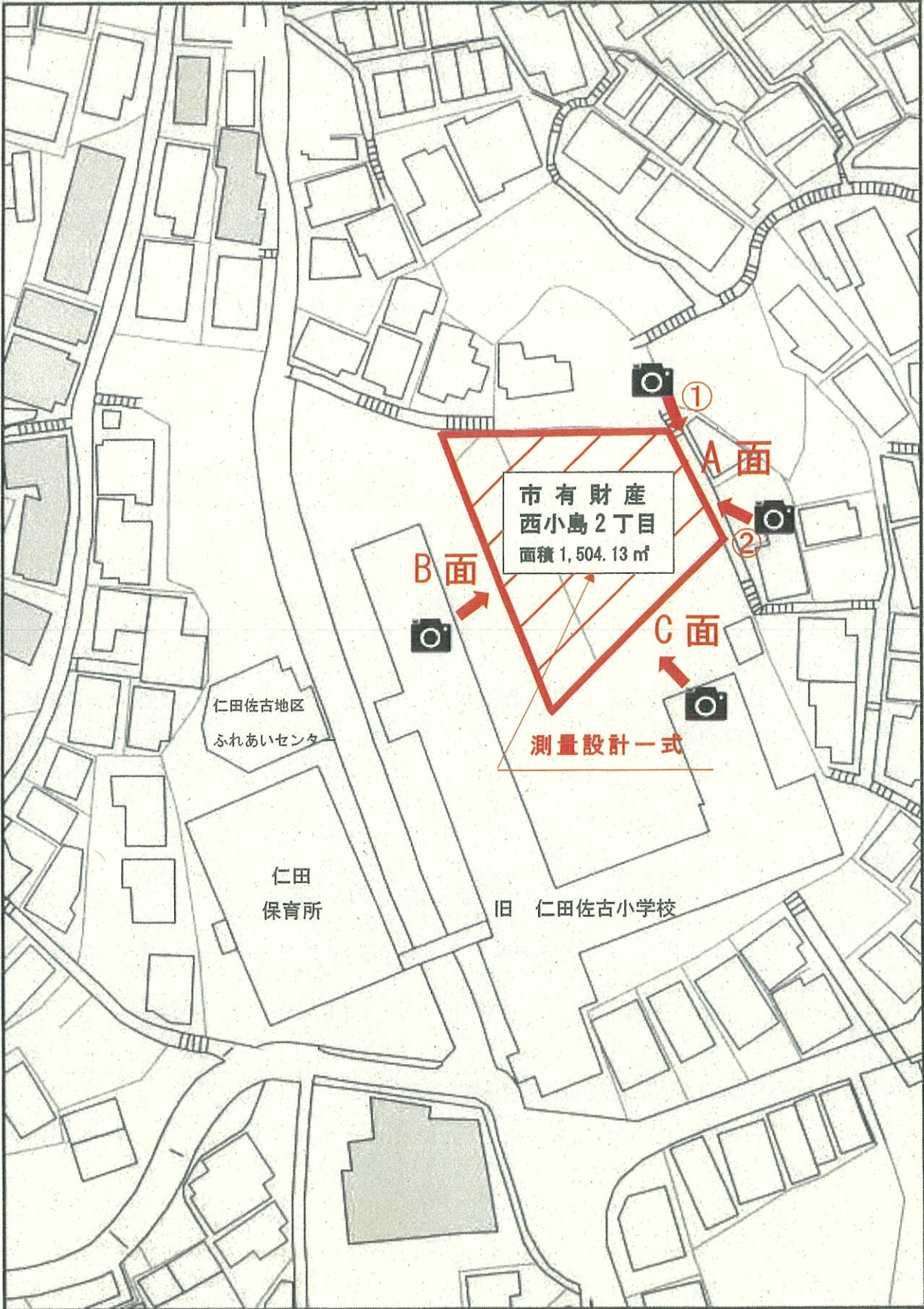
現在、西小島2丁目施設の石垣に膨張箇所が見られることなどから、危険防止対策を行うため、敷地の測量設計委託を行っており、来年度、石垣補修工事の補正予算を別途計上予定。

### 4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
18,500	—	—	13,800	—	4,700

※一般単独事業債 充当率75%(交付税措置率1%)

市有財産 西小島2丁目 位置図

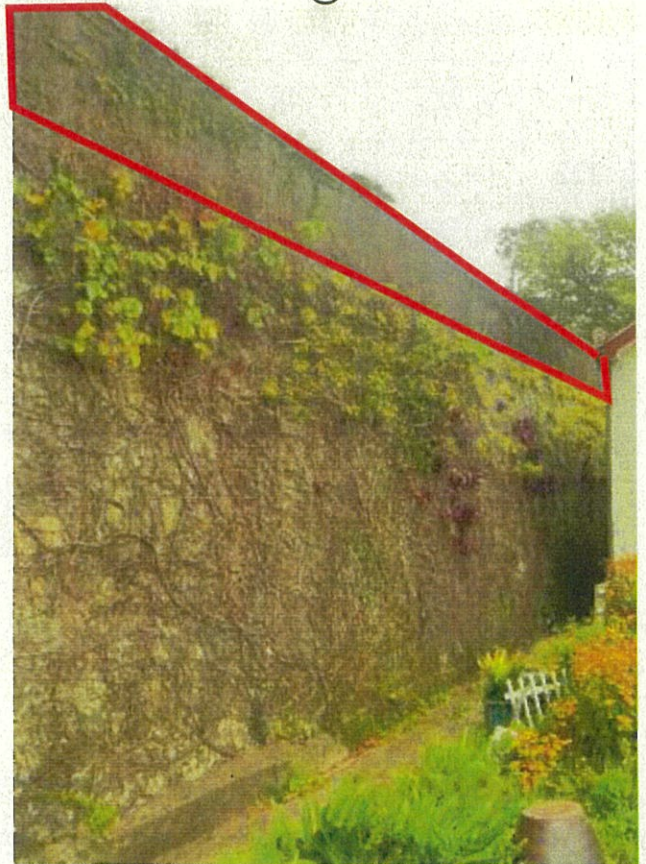


A面

①



②



B面



C面



※A・C面は既存のブロック塀を撤去後フェンスを設置。B面はフェンスを新設（赤で囲った部分）

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
122 ～ 123	2 総務費	1 総務管理費	8 文化振興費	1-1	基本計画策定費	千円 21,281

## 1 概要

新たな文化施設の整備に向けて、令和元年7月にビジョンや求められる機能、規模など、基本的な考え方を示す基本構想を策定した。現市庁舎跡地での整備に向け、さらに具体的な検討を進めるため、文化振興審議会を開催し、幅広い意見を聴取しながら基本構想の次の段階となる基本計画の策定を行う。

## 2 事業内容

(1) 基本計画策定（策定期間：令和2年度～令和3年度） 19,290千円

ア 基本計画策定委託（履行期間：令和2年10月27日～令和3年9月30日）

専門的・技術的助言及び資料提供、基礎資料の作成、基本計画策定業務、文化振興審議会運営支援業務、市民参画・周知支援業務（市民ワークショップ・シンポジウムの実施）など

(ア) 債務負担行為限度額の設定

年度	令和2年度	令和3年度	合計
限度額	0千円	20,665千円	20,665千円

(2) 文化振興審議会の開催（4回開催） 1,504千円

市民文化団体や学識経験者等で構成する長崎市文化振興審議会に、基本計画策定に必要な識見を持つ臨時委員を加え審議を行う。（常任委員17名・臨時委員8名 計25名）

ア 臨時委員

(ア) 舞台設備に関する識見を有する者

(イ) ホール整備に関する識見を有する者

(ウ) ホール運営に関する識見を有する者

(エ) 興行主催者

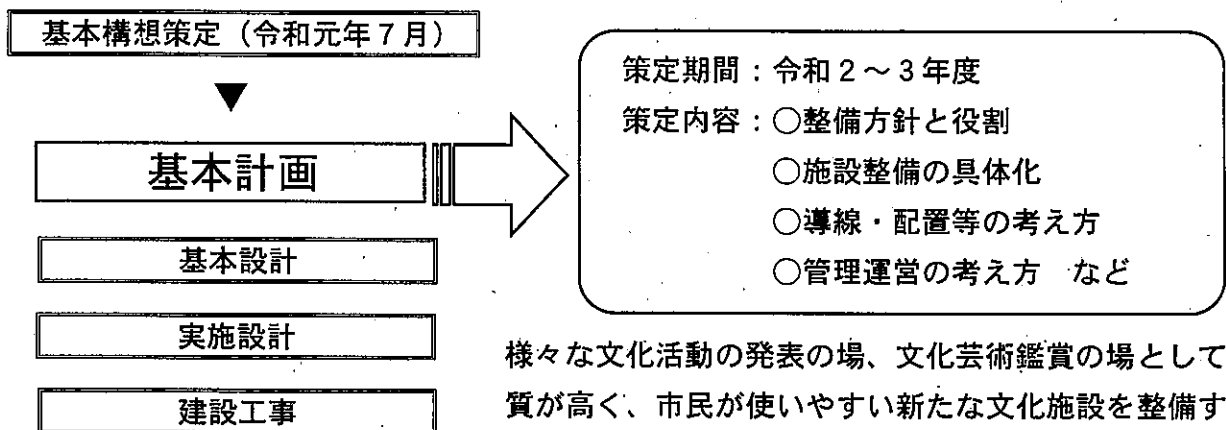
(3) 事務費（旅費、消耗品ほか） 487千円

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
21,281	-	-	-	-	21,281

### 4 参考

#### (1) 整備スケジュール



#### (2) 審議会等の開催状況

##### ア 文化振興審議会（予定含む）

年度	回	開催日時	議題（予定含む）
令和2年度	1	令和2年8月28日(金)	・長崎市の文化振興施策、 新たな文化施設の基本計画策定について
	2	令和2年11月18日(水)	・新たな文化施設基本計画策定の進め方、 他都市文化施設の事例等
	3	令和2年12月21日(月)	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
	4	令和3年1月27日(水)	
	5	令和3年2月18日(木)	
	令和3年度	6	令和3年3～5月
7		・機能連携と動線などの検討	
8		・概算事業費について ・管理運営計画について	
9		令和3年6月	・基本計画書（素案）について
10		令和3年8月	・基本計画書（案）について

イ 市民ワークショップ（4回予定）

（ア）参加者（公募）

市内在住または市内に通勤・通学している高校生以上の者 38名

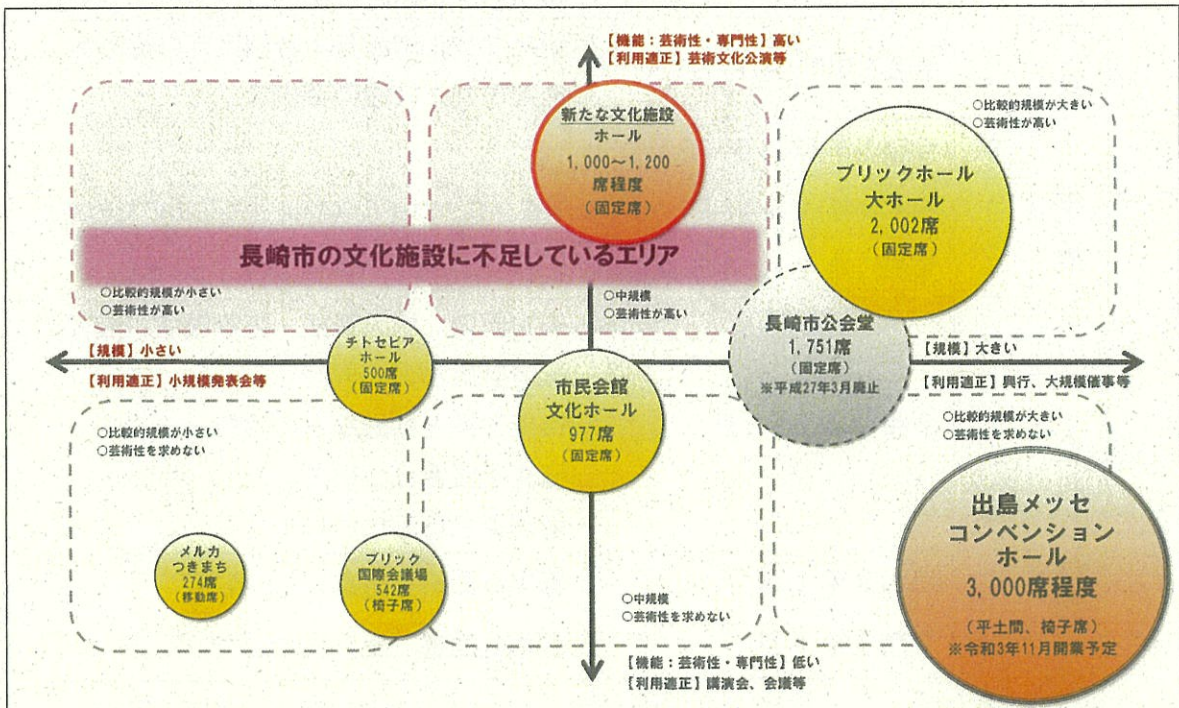
（イ）スケジュール（予定）

年度	回	開催日時	内容（予定）
令和2年度	1	令和3年1月30日(主)	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期
	1	令和3年2月14日(日)	
	1	令和3年3月20日(祝)	長崎の自慢、長崎の課題 (長崎らしさ、基本理念)
令和3年度	2	令和3年3~4月	新たな文化施設でやりたいこと、やってほしいこと (事業計画、利用規則、組織計画)
	3	令和3年4月	こんな施設があったらいいな (役割、必要機能、諸室構成)
	4	令和3年4月	ソフトとハードをつなげよう (全体の整合性、次段階への期待)

（3）新たな文化施設基本計画の検討状況

ア 市内ホールの役割分担の再整理

- ・利用者が利用目的に応じて、必要な機能や規模を備えたホールを選択できるよう特徴を明確にし、新たな文化施設が担うべき役割について専門業者のアドバイスを受け、再整理
- ・令和3年11月の出島メッセ長崎の開設に伴い、学会等の移行が見込まれるため、ブリックホールの国際会議場、会議室等の改修についても併せて検討





## イ 新たな文化施設の施設配置と施設構成の検討

### (ア) 敷地形状の再確認

舞台の向きや搬出入口の位置などの施設配置について、制約や条件を確認するため、建設予定敷地の平面形状および高低差等を再確認

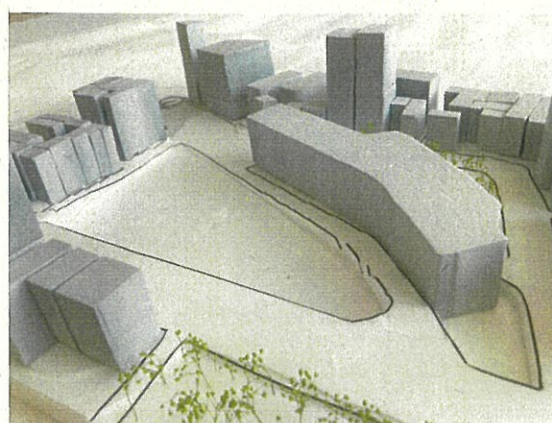
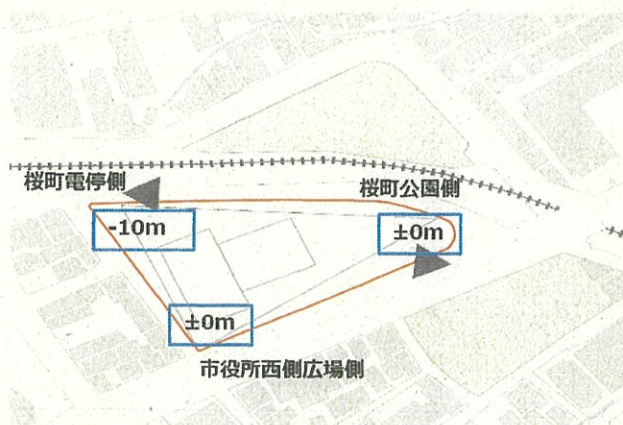
#### (敷地の特徴)

##### ① 敷地の平面形状

敷地形状は三角形であり、桜町公園側の交差点は鋭角のコーナーになっている。

##### ② 敷地の高低差

敷地には傾斜があり、市役所西側広場側は水平であるが、桜町電停側は約10mの高低差がある。また、この両側をつなぐ道路は、桜町電停側に向かって急勾配の下り坂である。



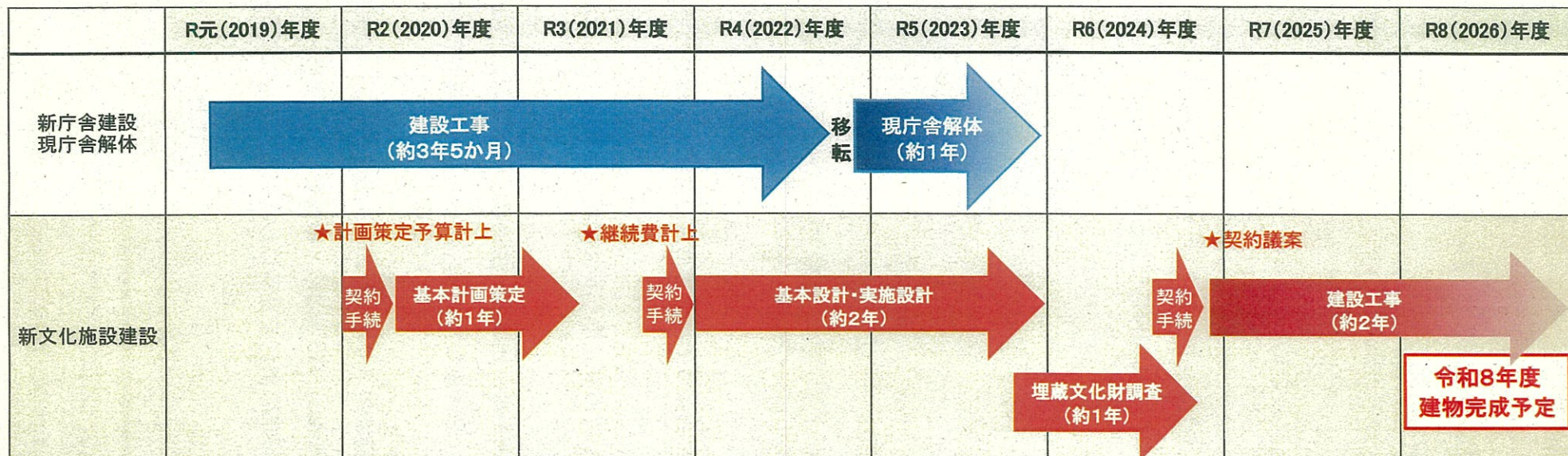
### (イ) 施設配置の検討

- ・敷地内の建物の配置計画を検討するに当たっては、最も大きな建築面積が必要となるホールの配置を最優先して検討
- ・桜町公園側の交差点は鋭角なコーナーであり、ホールは配置できないため、ホールは、市役所西側広場側に寄せて配置を検討
- ・人の動線（観客、ホール以外の施設利用者、出演者・主催者、管理者等）と物の動線（舞台、リハーサル室への搬出入等）を考慮しながら、ホール以外の諸室の配置を検討

### (ウ) 施設構成の検討

- ・鑑賞・発表機能（ホール）、創造支援機能（リハーサル室、練習室等）、交流促進機能（エントランスロビー等）、その他の機能（管理諸室、機械室、駐車場等）について、市内のホール型施設の利用状況や他都市の事例を参考にしながら、新たな文化施設に必要な規模や機能を検討

## 新たな文化施設の整備スケジュール（想定）



※ 以下の条件に基づいて、新たな文化施設の完成は令和8年度と見込んでいる。

- ・新庁舎への移転が令和5年1月に完了すること。
- ・旧庁舎の解体と埋蔵文化財調査を合わせて約2年と見込んでいること。
- ・新たな文化施設の工事を約2年と見込んでいること。

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
122 }	2	1	8	3-3	芸術文化大会等出場 奨励事業費	千円 4,032
123	総務費	総務管理費	文化振興費			

### 1 概 要

小中学生及び高校生の芸術文化活動を応援するため、部活動以外で芸術文化分野の全国大会等に出場する場合、奨励金を交付する。

### 2 事業内容

#### (1) 対象者

- ア 本市在住の小中学生、中学生及び高校生
- イ 本市在住の小中学生、中学生及び高校生が所属する団体における本市在住の指導者

#### (2) 交付回数

同一年度内において、大会区分ごとに1人につき2回までを限度とする。

#### (3) 交付金額

大会区分	交付額
国際大会(国内は全国大会に準じる)	1人 30,000円
全国大会(東海地区以東)	1人 20,000円
全国大会(近畿地区以西・沖縄地区)	1人 15,000円
全国大会(九州地区。県内は除く。)	1人 5,000円
九州大会(沖縄地区)	1人 15,000円
九州大会(県内は除く)	1人 5,000円
県大会(市内は除く)	1人 1,000円

美術や文学等においては、全国規模の大会であっても予選がないものがあることから、予選がない国際規模又は全国規模の大会に出場した結果、上位3位までに入賞した者については、交付の対象とする。

### 3 事業費内訳

- (1) 奨励金 4,000千円
- (2) 事務費(郵送料) 32千円

### 4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円 4,032	千円 -	千円 -	千円 -	千円 4,032	千円 -

※文化国際交流基金繰入金

【参 考】

部活動への助成事業

	実施主体	事業名等	補助内容
1	長崎県	長崎県中学校・高等学校文化活動推進校指定事業	県が指定した学校へ支給 ・中学校 強化部門：上限 200,000 円 育成部門：上限 100,000 円 ・高校 上限 500,000 円
2	長崎県 高等学校 文化連盟	・九州高等学校文化連盟主催の九州大会参加補助 ・全国高等学校文化連盟主催の全国大会参加補助 ・長崎県高等学校総合文化祭参加に伴う離島地区補助	交通費、宿泊費、輸送費の実費の1/2
3	長崎県 中学校 文化連盟	・長崎県中学校文化連盟全国大会等派遣費補助金	交付要綱に規定の大会が対象 ・九州大会：1 団体上限 50,000 円 1 個人上限 3,000 円 ・全国大会：1 団体上限 100,000 円 1 個人上限 5,000 円
4	長崎市 教育委員会	音楽コンクール派遣費補助金	交付要綱に規定の音楽コンクールが対象 ・九州大会 交通費：バス借上料、鉄道運賃、航空運賃のうち最も額が低いもの 楽器輸送費：実費相当額 ・全国大会 交通費：1 人 15,000 円 楽器輸送費：実費相当額の1/2

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
122 ～ 123	2 総務費	1 総務管理費	8 文化振興費	4-2	チトセピアホール 運営費	千円 46,532

### 1 概要

市民の文化活動の振興を図るとともに、豊かな市民生活の向上に寄与するため、チトセピアホールの管理運営を行う。

- (1) 施設名称 長崎市チトセピアホール
- (2) 指定管理者 有限会社ステージサービス
- (3) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

### 2 事業内容

- (1) 指定管理に係る経費 29,176千円

(単位：千円)

区分		令和3年度収支見込（指定管理者提案）		増減 ②－①
		令和元年度指定の 際の収支見込①	感染症の影響を 受けた場合②	
収入	利用料金収入	13,130	1,398	▲11,732
	計 A	13,130	1,398	▲11,732
支出	人件費	12,517	12,517	0
	需用費	431	671	240
	修繕料	1,019	1,019	0
	役務費	326	326	0
	委託料	10,676	13,217	2,541
	使用料・賃借料	184	184	0
	負担金(光熱水費)	1,434	1,147	▲287
	その他	1,253	1,493	240
	計 B	27,840	30,574	2,734
指定管理委託料 B－A		14,710	29,176	14,466

※本来であれば令和元年度指定の際に指定管理者が提案していた指定管理委託料が予算額となるが、新型コロナウイルス感染症の影響による利用件数、利用料金収入の減少等を踏まえて市が指定管理委託料の上限額を積算し直し、改めて指定管理者が提案した収支により指定管理委託料の額を決定する。算定方法等の詳細については、72～73ページのとおり。

〔稼働率の推移〕

(単位：%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (1月末まで)
稼働率	70.8	66.9	58.0	21.1

(2) 指定管理以外に係る経費

ア 負担金 15,204千円

チトセピアビル共用管理費負担金、チトセピア計画修繕負担金等

イ 備品購入 1,920千円

インカム設備機器購入

ウ 開館30周年記念コンサート 232千円

国内外で活躍する一流の演奏家によるクラシックコンサートを開催する。

開催日：令和3年9月25日(土)、26日(日)

入場料：一般 1,500円、高校生以下 500円

出演者：成田達輝(ヴァイオリン)、萩原麻未(ピアノ)

共催：公益財団法人三井住友海上文化財団(地域住民のためのコンサート)

総事業費：562千円

※ポスター・チラシ作成経費については広報宣伝費に計上(330千円)

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
4,653	-	-	-	5,386	41,146

※指定管理施設特定収入(4,824千円)、演奏会等チケット売払収入(562千円)

債務負担行為		期 間	限度額 (設定額)
ページ	事 項		
338～339	チトセピアホール指定管理	令和4年度	千円 14,536

1 債務負担行為の目的

新型コロナウイルス感染症の影響による利用件数、利用料金収入の減少等を踏まえ、令和4年度の指定管理に係る委託料について、債務負担行為の設定を行うもの。

2 令和4年度指定管理に係る債務負担行為

(1) 指定管理に係る経費

(単位：千円)

区分	令和4年度収支見込 (指定管理者提案)		増減 ②-①
	令和元年度指定の 際の収支見込①	感染症の影響を 受けた場合②	
収入 A	13,200	1,398	▲11,802
支出 B	27,840	30,574	2,734
指定管理委託料 B-A	14,640	29,176	14,536

(2) 令和4年度に係る債務負担行為限度額の設定

(単位：千円)

	設定額
既設定額 (令和元年度設定)	14,640
新規設定額 (令和3年度設定)	14,536
計	29,176

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円 14,536	千円 -	千円 -	千円 -	千円 8,355	千円 6,181

※指定管理施設特定収入

【参考】 令和元年度設定債務負担行為限度額の年度内訳 (単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
収入 A	13,060	13,130	13,200	13,270	13,340	66,000
支出 B	27,840	27,840	27,840	27,840	27,840	139,200
限度額 B-A	14,780	14,710	14,640	14,570	14,500	73,200

↓ 令和3年度設定 14,536千円を追加

29,176

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
122 ～ 123	2 総務費	1 総務管理費	8 文化振興費	4-3	遠藤周作文学館運営費	千円 24,627

### 1 概要

令和3年度は遠藤周作氏没後25年の節目の年を迎えることから、遠藤周作氏の顕彰を目的に毎年開催している「遠藤周作を偲ぶ一日」を没後25周年記念事業として実施するとともに、企画展示のリニューアルを行うことにより、遠藤文学の価値を広く発信し、リピーターを含めた入館者の増加を図る。

### 2 事業内容

- (1) 遠藤周作氏没後25年記念「遠藤周作を偲ぶ一日」の開催 1,430千円  
 遠藤周作氏と縁が深く、著名な方に遠藤文学ゆかりの地「長崎」で、「遠藤周作」への想いを語っていただく講演会を開催する。(講師謝礼、旅費、委託料等)  
 開催日：令和3年10月(予定)  
 場 所：ブリックホール国際会議場(入場無料)  
 講 師：調整中  
 参加者数：500名
- (2) 企画展リニューアル 2,854千円  
 企画展展示等業務委託、企画展図録・ちらし等作成業務委託等  
 テーマ：遠藤周作と母(予定)  
 会 期：令和3年10月～令和5年3月(予定)
- (3) 施設管理 19,621千円  
 光熱水費、書籍等販売品購入経費、清掃業務委託等
- (4) イベント開催 722千円  
 文学講座、映画上映会、レコード鑑賞会の開催経費

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債 ※1	その他 ※2	一般財源
千円 24,627	千円 —	千円 —	千円 4,200	千円 4,237	千円 16,190

(※1) 過疎対策事業債 充当率100%

(※2) 施設使用料、書籍等販売収入等



**【 参 考 】**

周年事業（予定）

令和2年度	遠藤周作文学館開館20年
令和3年度	遠藤周作氏没後25年
令和4年度	遠藤周作氏生誕100年（令和5年3月27日）
令和5年度	遠藤周作氏生誕100年を祝う一年

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
124 ～ 125	2 総務費	1 総務管理費	8 文化振興費	6	【単独】文化施設整備 事業費	千円 281,900
				6-1	長崎ブリックホール	270,100
				6-2	チトセピアホール	11,800

### 1 概要

文化振興課所管のホールを備えた文化施設である長崎ブリックホール及びチトセピアホールについて、建物・設備の経年劣化等に伴う維持補修工事等を行う。

### 2 事業内容

#### (1) 長崎ブリックホール

##### ア 工事請負費

(ア) 大ホール吊物バトン駆動部更新工事 149,721千円

(イ) 階段カーペット張替工事 7,917千円

(ウ) 高圧電気設備(コンデンサ)更新工事 27,642千円

イ 大ホールシーリングライト購入費 84,810千円

ウ 印刷製本費 10千円

計 270,100千円

#### (2) チトセピアホール

ア 客席照明改修工事 11,790千円

イ 印刷製本費 10千円

計 11,800千円

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債 ※	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
長崎ブリックホール 270,100	-	-	256,500	-	13,600
チトセピアホール 11,800	-	-	11,200	-	600

※合併特例債 充当率 95% (交付税措置率70%)

#### 4 事業内容

##### (1) 長崎ブリックホール

##### ア 工事請負費

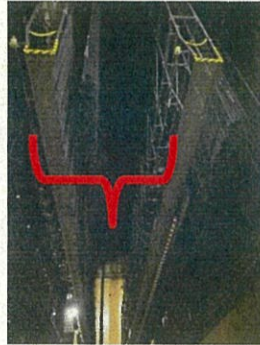
##### (ア) 大ホール吊物バトン駆動部更新工事

149,721 千円

(令和元年度から令和8年度まで順次更新予定)

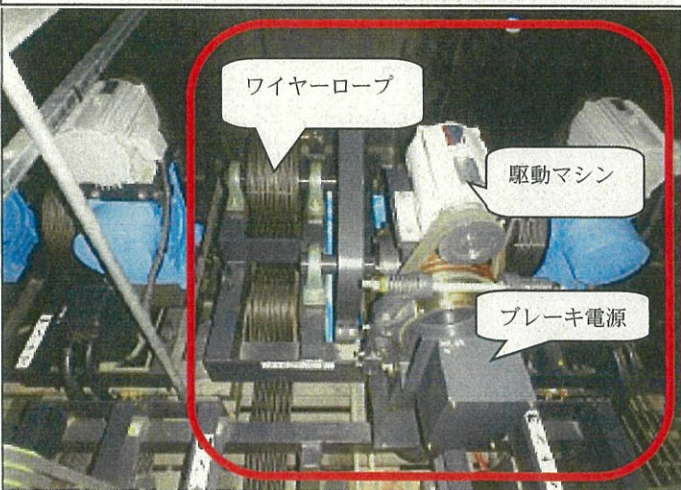
マシン駆動部を更新  
する吊物

今回、駆動部を更新するバ  
トン等の設置場所



内容：全体で28本あるバトン（幕等を吊る吊物）のうち舞台中央から前方の7本（8～14）及び、ライトブリッジ3、天井反射板、後吊ライトタワー（上手・下手）の駆動部（駆動マシン・ワイヤロープ・滑車・リミット（停止制御）スイッチ）及び制御盤の取替を行う。

マシン駆動部（舞台上部）

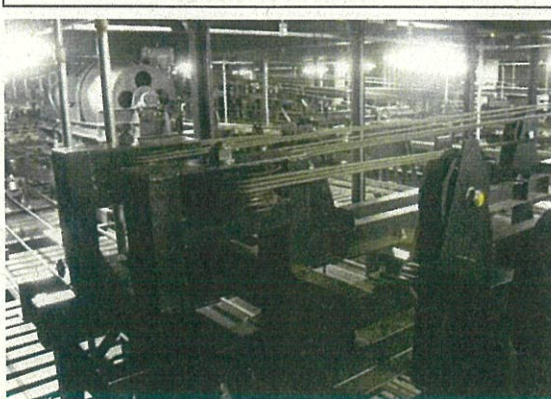


理由：平成10年の開館当初から設置されており、駆動マシンについては、ブレーキ電源内のコンデンサ、基板等が劣化している。ワイヤロープ・滑車については、軸部が劣化しており、停止時にスリップ事故を起こす恐れがあるため。

制御盤



マシン駆動部（舞台上部）全体像



改修箇所

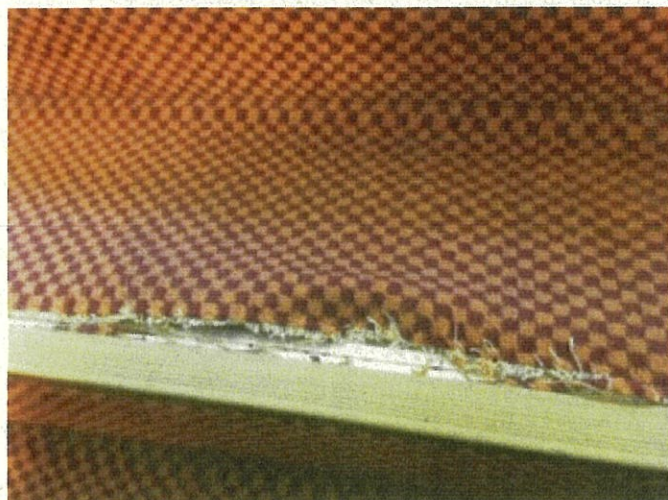


内容：大ホールホワイエの1階から3階を結ぶ階段のうち、劣化の激しい2か所のカーペットの張り替えを行う。

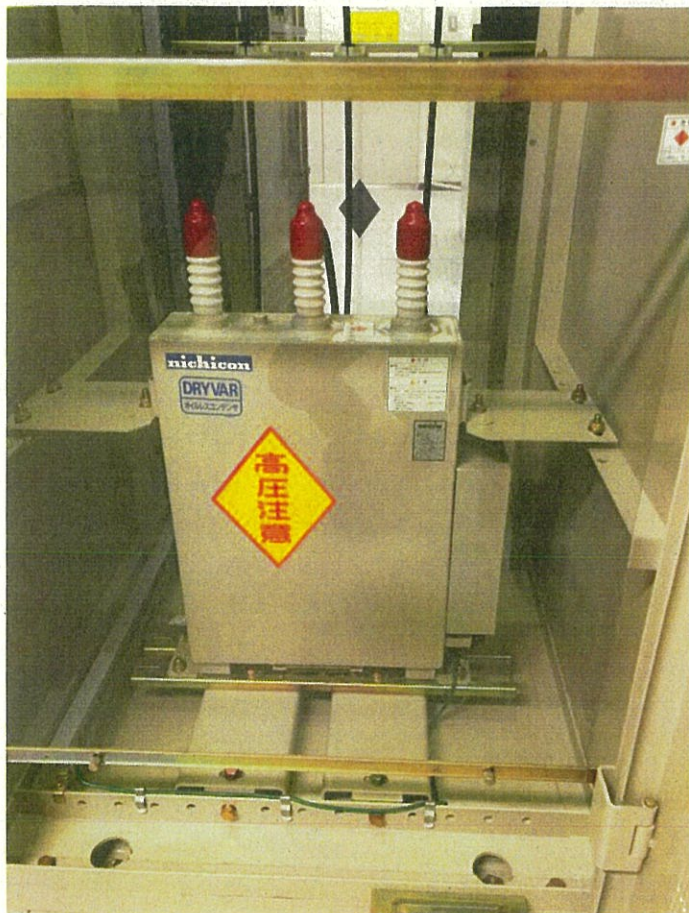
理由：平成10年の開館当初から使用しており、劣化の激しい箇所を順次改修している。

今回改修を予定している階段は、めくれが多く発生しており、昇降時に転倒などの事故につながる恐れがあるため。

劣化状況



コンデンサ



内容：施設の変電設備のうち、コンデンサ4台の更新を行う。

理由：平成10年の開館当初から設置されており、耐用年数を経過していることから更新を行う必要がある。コンデンサの故障発生による停電等により、施設の運営に支障が出る恐れがあるため。

シーリングライト



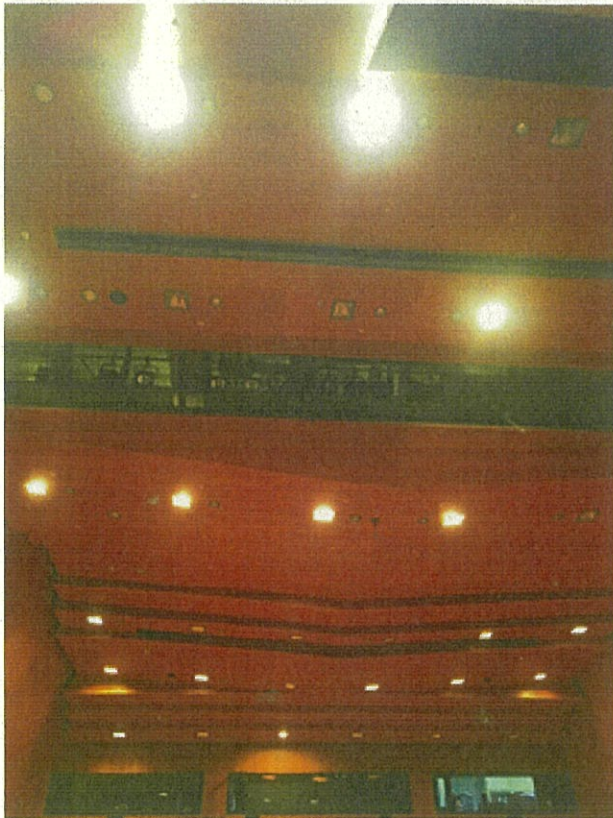
内容：大ホール舞台照明設備のうち第1シーリングライト（32台）第2シーリングライト（32台）を購入し、更新する。

理由：平成10年の開館当初から使用しており、舞台の演出において使用頻度の高い照明器具であることから、明かりにちらつきが発生してきており、舞台使用中に使用不能となる恐れがあるため。

(2) チトセピアホール  
ア 客席照明改修工事

11,790千円

客席照明



内容：客席天井部の照明（98灯）を  
LED化する。

理由：客席天井部の照明には、現在水銀灯が使用されているが、水銀灯の製造が2020年に中止となり、取替電球の在庫も少なくなっている状況である。今後継続してホールを使用するために改修を行う必要がある。

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
130 ～ 131	2 総務費	1 総務管理費	13 男女共同参画 推進費	1-4	男女共同参画推進 センター運営費	千円 35,247

## 1 概 要

市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設として設置された男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画に関する学びの場を提供するとともに、その活動に対する支援等を行う。

- (1)施設名称 男女共同参画推進センター
- (2)指定管理者 株式会社NBCソシア
- (3)指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日(5カ年)

## 2 事業内容

### (1) 指定管理に係る経費 (単位:千円)

区分		令和3年度収支見込 (指定管理者提案)
収入	利用料金収入	3,350
	計 A	3,350
支出	人件費	21,771
	需用費	4,053
	修繕料	340
	役務費	157
	委託料	5,080
	使用料・賃料	608
	謝礼金	1,361
	管理費・公課費	3,750
	計 B	37,120
指定管理委託料 B-A		33,770

※令和3年度指定の際に、新型コロナウイルス感染症の影響を見込んで提案。



〔利用者数等の推移〕

(単位:人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (1月末まで)
利用者数	51,979	53,192	48,194	18,045

(2) 指定管理以外に係る経費

ア 施設修繕料 1,300千円

イ 備品購入費等 177千円

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
35,247	—	—	—	—	35,247

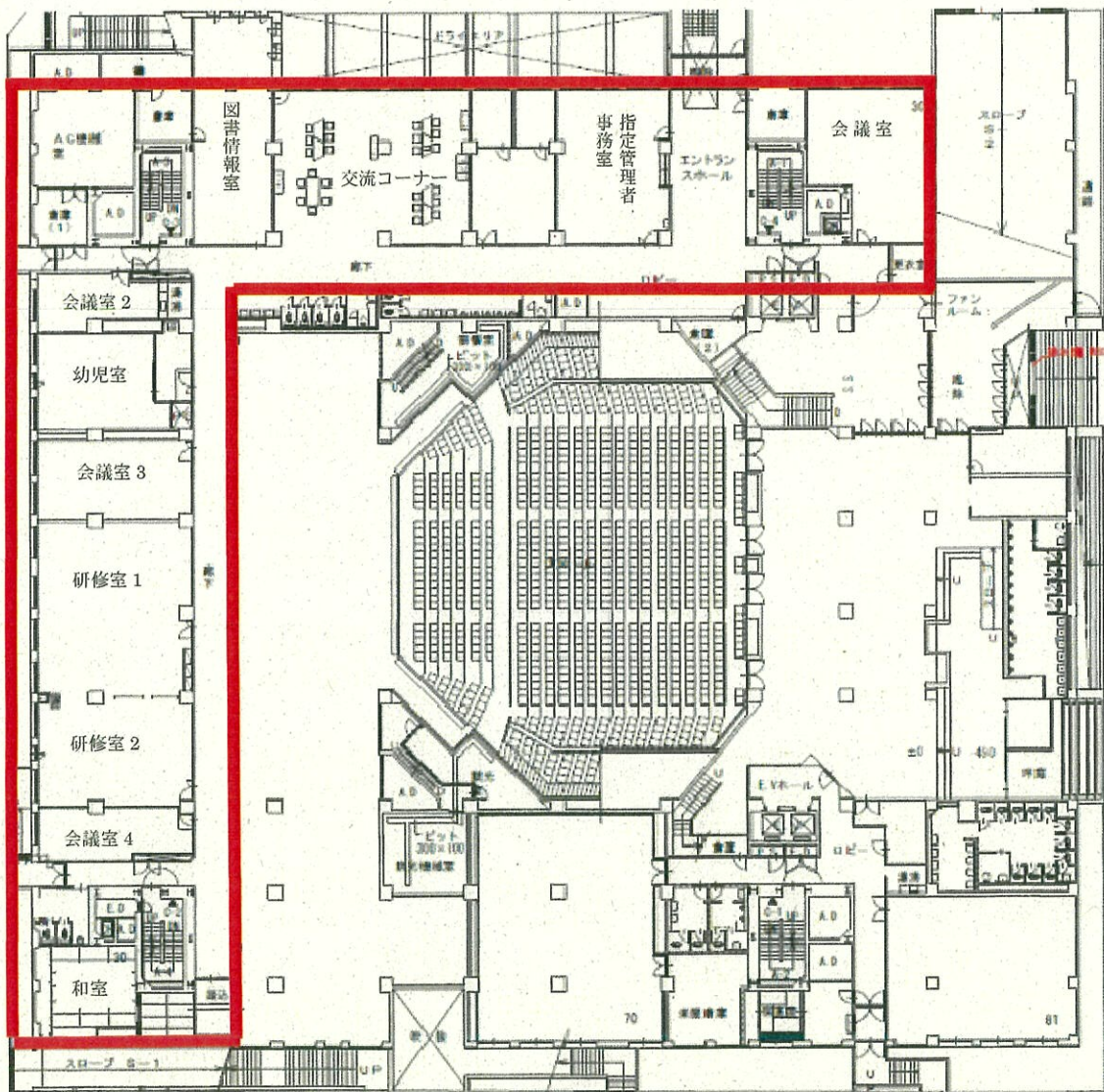
【参考】

(1)債務負担行為限度額の年度内訳

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
収入 A	3,350	3,350	3,350	3,350	3,350	16,750
支出 B	37,120	37,120	37,120	37,120	37,120	185,600
限度額 (B-A)	33,770	33,770	33,770	33,770	33,770	168,850

(2)男女共同参画推進センター 施設平面図 (長崎市民会館1階)



(3) 男女共同参画推進センターの業務

- ア 男女共同参画の推進のための講座、研修会等の開催
- イ 相談事業(ただし、市民が抱える個人的な悩み事等の相談を受ける「一般相談」、  
「法律相談」、「心の健康相談」の実施に関するものを除く。)
- ウ 男女共同参画に関する情報・資料の収集及び提供
- エ 関係団体等への支援事業
- オ 施設及び設備の提供
- カ アマランスフェスタの実施

(4) 管理運営体制

職 種	職 務	人 数
センター長	総括責任者	1人
センター長補助	運営業務補助	1人 (市民会館と兼務)
講座・窓口担当	講座等の企画・開催、相談業務、情報・資料収集等運営業務	3人
夜間窓口担当	相談業務、情報・資料収集等運営業務	4人
窓口補助	窓口業務、夜間窓口業務補助	1人 (市民会館と兼務)
計		10人

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
130 ～ 131	2 総務費	1 総務管理費	13 男女共同 参画推進費	1-5	第69回全国地域婦人 団体研究大会補助金	千円 500

## 1 概 要

全国の婦人会の会員が一堂に会し、だれもが平和で豊かな暮らしを送ることができる地域社会を目指して、自分たちに何ができるかを共に語り合い、学びを深めることを目的とした第69回全国地域婦人団体研究大会を長崎市で開催するにあたり、事業の一部を補助する。

## 2 事業内容

### (1) 大会概要

- ア 名 称 第69回全国地域婦人団体研究大会
- イ 開催日時 令和3年11月1日～2日(2日間)
- ウ 会 場 長崎ブリックホール
- エ 主 催 全国地域婦人団体連絡協議会、長崎県地域婦人団体連絡協議会
- オ 大会内容 特別講演、分科会、フィールドワーク、記念講演、全体会 等
- カ 参加者見込み 約1,500人

(2) 補助金の交付先 第69回全国地域婦人団体研究大会(長崎大会)実行委員会

(3) 補助金額 500千円 (総事業費 17,960千円)

### (4) 事業費内訳

収 入		支 出	
全地婦連負担金	3,000千円	需用費(懇親会費、看板、記念品等)	9,700千円
県地婦連負担金	2,000千円		
九州各県負担金	160千円	使用料及び賃借料(会場借上料、貸し切りバス等)	2,200千円
参加者負担金	8,500千円		
広告協賛金	1,800千円	印刷製本費	1,850千円
日赤補助金	500千円	旅費	1,500千円
長崎県補助金	1,300千円	報償費(講師謝礼等)	1,000千円
長崎市補助金	500千円	賃金	1,000千円
その他	200千円	その他	710千円
合 計	17,960千円	合 計	17,960千円

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 500	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 500

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
132～133	2 総務費	1 総 務 管理費	15 地域・交通 安全推進費	1-2	犯罪被害者等支援推進費	千円 1,948

## 1 概 要

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族または遺族は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負うといった犯罪等による直接的な被害だけでなく、周囲の無理解や心無い対応による精神的被害など、二次被害にも苦しめられている。

そこで、犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪被害者等に対する給付金制度の創設などにより、犯罪被害者等が受けた被害からの回復及び被害の軽減を図るとともに、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を市民が共有し、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図る。

## 2 事業内容

### (1) 支援体制の整備・充実

犯罪等の被害に関する相談や各種手続きのワンストップ対応など、犯罪被害者等支援に係る総合的な窓口を設置するとともに、関係部署・関係機関との連携体制の充実を図る。

### (2) 経済的負担の軽減 1,860 千円

経済的な支援、居住・就労の場の確保により、被害の軽減を図り、早期に生活の安定が図られるよう支援を行う。

#### ■ 経済的な支援に係る予算額等

内容	金額	対象者	予算額
遺族見舞金	30 万円 ただし、重傷病見舞金を受けた人は 20 万円	故意の犯罪行為により死亡した被害者(市民)の第1順位の遺族(市民)(ただし、就業、就学により市外に居住していた死亡被害者の遺族は対象とする)	600 千円
重傷病見舞金	10 万円	故意の犯罪行為により重傷病(療養1か月以上かつ入院3日以上など)を負った被害者本人(市民)	100 千円
転居費用助成	上限 20 万円 補助率:10/10 回数:2回まで	故意の犯罪等により死亡した被害者(市民)と犯罪行為が行われたときにおいて同居していた遺族(市民)又は対象となる犯罪被害(重傷病、性犯罪、放火)を受けた被害者本人(市民)	800 千円
家賃助成	上限3万円/月 補助率:1/2 期間:最大6月		360 千円
計			1,860 千円

(3) 心身の被害回復・再被害の防止

必要な保健・医療・福祉サービス又は専門機関へつなぐとともに、安全な生活の場の確保により、精神的・身体的被害からの回復や二次被害・再被害の防止を図るための支援を行う。

(4) 犯罪被害者等への理解の促進 88 千円

二次被害及び再被害を防止するため、広報及び啓発活動により、誰もが犯罪被害者等になり得るとの共通認識の醸成や犯罪被害者等の尊厳の尊重と支援への協力に関する理解の促進を図る。

■ 広報啓発に係る予算額等

リーフレット印刷(A3版、両面カラー) 5,000 枚

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
1,948	-	-	-	-	1,948

【参考1 犯罪の現状】

■ 生命・身体に被害をもたらした刑法犯による被害者数 (単位：人)

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
死亡者	全国	799	751	709	690	700
	長崎県	11	17	11	6	6
	長崎市	3	6	2	2	3
重傷者	全国	2,724	2,796	2,644	2,675	2,564
	長崎県	19	23	14	11	19
	長崎市	10	14	4	1	8
軽傷者	全国	26,577	25,410	24,137	23,286	21,859
	長崎県	155	170	154	140	151
	長崎市	52	53	56	48	59

※重傷者は全治1か月以上の負傷者、軽傷者は全治1か月未満の負傷者をいう。

## 【参考2 犯罪被害者等支援の長崎市の基本的な考え方】

### 目的1 犯罪被害者等が受けた被害からの回復及び被害の軽減・防止を図る

#### 施策の方向性1 支援体制の整備・充実

犯罪等の被害に関する相談や各種手続きのワンストップ対応など、犯罪被害者等支援に係る総合的な窓口を設置するとともに、関係部局・関係機関との連携体制の充実を図る。

＜主な事業＞各種手続きのワンストップ対応、支援情報等をまとめた印刷物・ホームページの作成【新】

#### 施策の方向性2 経済的負担の軽減

経済的な支援、居住・就労の場の確保により、被害の軽減を図り、早期に生活の安定が図られるよう支援を行う。

＜主な事業＞見舞金の給付【新】、転居費用・家賃の助成【新】、市営住宅の一時利用【新】、事業者への広報啓発活動【新】

#### 施策の方向性3 心身の被害回復・防止

必要な保健・医療・福祉サービス又は専門機関へつなぐとともに、安全な生活の場の確保により、精神的・身体的被害からの回復や二次被害・再被害の防止を図るための支援を行う。

＜主な事業＞DVに関する相談、消費生活相談、身体障害者手帳交付、障害児福祉手当、障害者医療費助成制度、特別障害者手当、国民健康保険による医療費の一部負担金の免除、住民票の写しの交付等の制限

### 目的2 犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図る

#### 施策の方向性4 犯罪被害者等への理解の促進

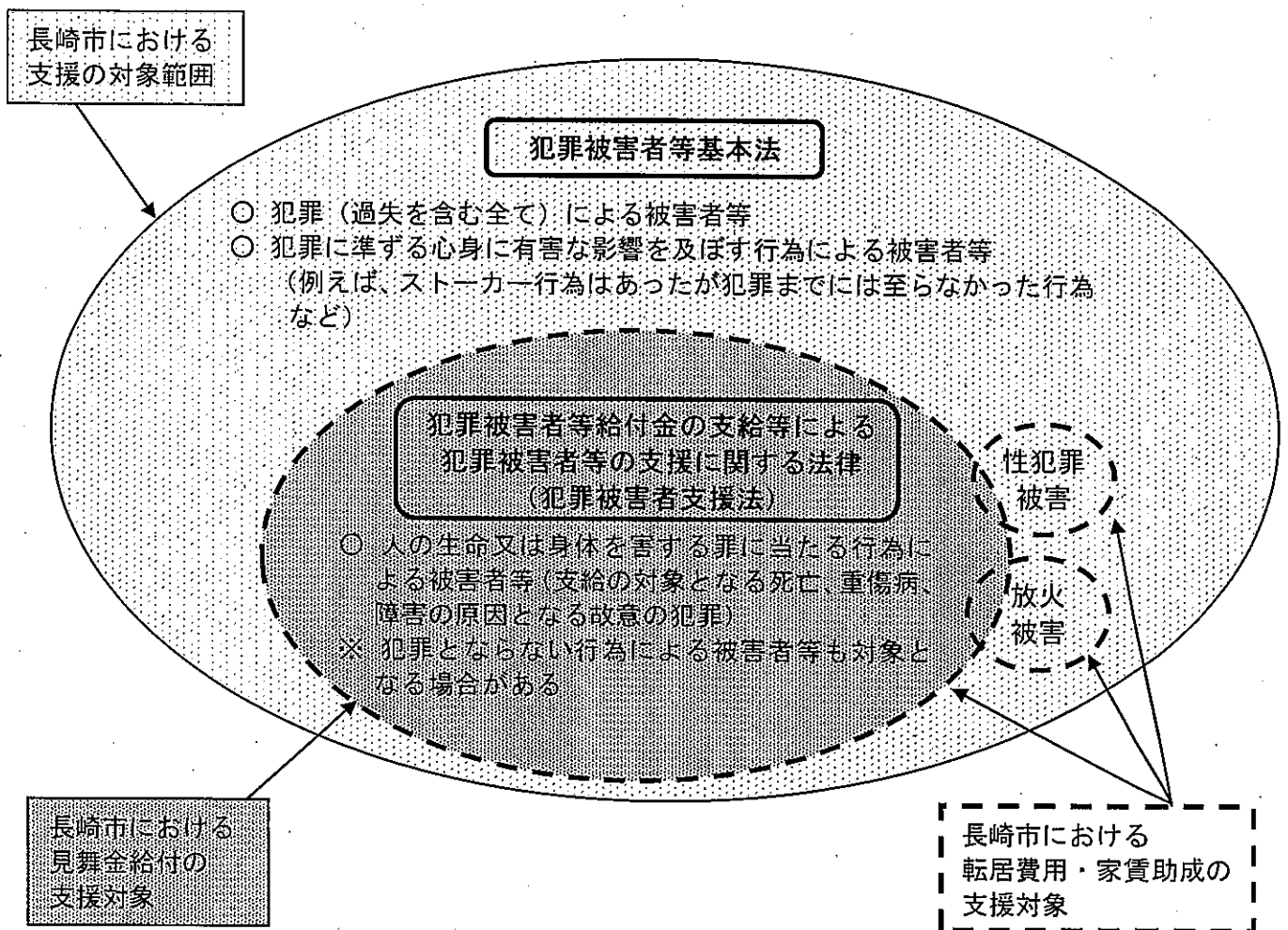
二次被害及び再被害を防止するため、広報及び啓発活動により、誰もが犯罪被害者等になり得るとの共通認識の醸成や犯罪被害者等の尊厳の尊重と支援への協力に関する理解の促進を図る。

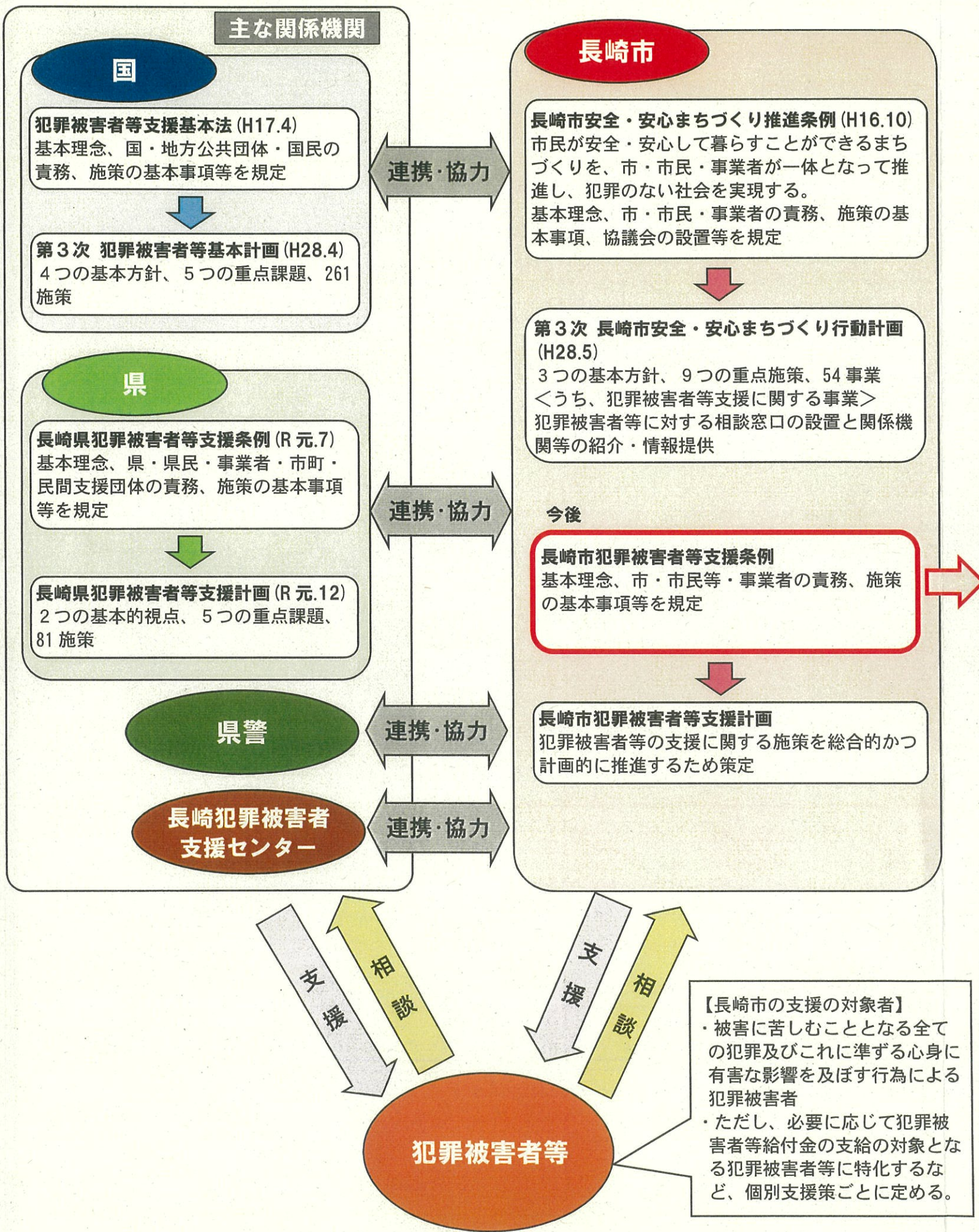
＜主な事業＞市民及び事業者への広報啓発活動【新】、学校における教育と支援



【参考3 支援の対象者】

被害に苦しむこととなる全ての犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為による犯罪被害者等を対象とすることを基本とし、見舞金給付は故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族または重傷病を負った被害者本人を対象、転居費用・家賃助成は殺人、重傷病、性犯罪、放火の被害により従前の住居に居住することが困難となった被害者本人及び遺族を対象とするなど、個別支援策ごとに定める。





<b>目的</b> (第1条)	本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定め、並びに犯罪被害者等が必要とする施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等に係る被害からの回復及び被害の軽減並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図る。								
<b>基本理念</b> (第3条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の尊厳が重んぜられるよう配慮して行う。</li> <li>■犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の状況等に応じて、迅速かつ適切に行う。</li> <li>■犯罪被害者等の支援は、必要な支援を途切れなく行う。</li> <li>■犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等のプライバシーに配慮して適切に行う。</li> </ul>								
<b>役割分担</b>	<table border="1"> <tr> <th>市の責務 (第4条)</th> <th>市民の責務 (第5条)</th> <th>事業者の責務 (第6条)</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等の尊厳の尊重</li> <li>・犯罪被害者等が受けた被害の回復・軽減、二次被害・再被害防止施策の実施</li> <li>・市民・事業者の理解増進施策の実施</li> <li>・関係機関との連携・協力</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等の尊厳の尊重</li> <li>・犯罪被害者等の現状や支援の必要性等の理解</li> <li>・犯罪被害者等の二次被害・再被害防止への配慮</li> <li>・犯罪被害者等支援への協力</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等の尊厳の尊重</li> <li>・犯罪被害者等の現状や支援の必要性等の理解</li> <li>・犯罪被害者等の就労・勤務への配慮</li> <li>・犯罪被害者等の二次被害・再被害防止への配慮</li> <li>・犯罪被害者等支援への協力</li> </ul> </td> </tr> </table>	市の責務 (第4条)	市民の責務 (第5条)	事業者の責務 (第6条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等の尊厳の尊重</li> <li>・犯罪被害者等が受けた被害の回復・軽減、二次被害・再被害防止施策の実施</li> <li>・市民・事業者の理解増進施策の実施</li> <li>・関係機関との連携・協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等の尊厳の尊重</li> <li>・犯罪被害者等の現状や支援の必要性等の理解</li> <li>・犯罪被害者等の二次被害・再被害防止への配慮</li> <li>・犯罪被害者等支援への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等の尊厳の尊重</li> <li>・犯罪被害者等の現状や支援の必要性等の理解</li> <li>・犯罪被害者等の就労・勤務への配慮</li> <li>・犯罪被害者等の二次被害・再被害防止への配慮</li> <li>・犯罪被害者等支援への協力</li> </ul>		
市の責務 (第4条)	市民の責務 (第5条)	事業者の責務 (第6条)							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等の尊厳の尊重</li> <li>・犯罪被害者等が受けた被害の回復・軽減、二次被害・再被害防止施策の実施</li> <li>・市民・事業者の理解増進施策の実施</li> <li>・関係機関との連携・協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等の尊厳の尊重</li> <li>・犯罪被害者等の現状や支援の必要性等の理解</li> <li>・犯罪被害者等の二次被害・再被害防止への配慮</li> <li>・犯罪被害者等支援への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等の尊厳の尊重</li> <li>・犯罪被害者等の現状や支援の必要性等の理解</li> <li>・犯罪被害者等の就労・勤務への配慮</li> <li>・犯罪被害者等の二次被害・再被害防止への配慮</li> <li>・犯罪被害者等支援への協力</li> </ul>							
<b>支援計画</b> (第7条)	犯罪被害者等の支援を総合的・計画的に推進するための計画の策定								
<b>総合的支援体制</b> (第8条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係部局との緊密な連携、総合的窓口の設置</li> <li>○ 関係機関との緊密な連携・協力、総合的な支援を実施するための体制整備</li> </ul>								
<b>具体的支援</b>	<table border="1"> <tr> <td>支援体制の整備・充実 (第8条、第9条)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合的支援体制の整備</li> <li>○ 相談及び情報の提供等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>経済的負担の軽減 (第10条～第12条)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済的負担の軽減</li> <li>○ 居住の安定</li> <li>○ 雇用の安定</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>心身の被害回復・防止 (第13条、第14条)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供</li> <li>○ 安全の確保</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>犯罪被害者等への理解の促進 (第15条、第16条)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民及び事業者の理解の増進</li> <li>○ 学校における教育及び支援</li> </ul> </td> </tr> </table>	支援体制の整備・充実 (第8条、第9条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合的支援体制の整備</li> <li>○ 相談及び情報の提供等</li> </ul>	経済的負担の軽減 (第10条～第12条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済的負担の軽減</li> <li>○ 居住の安定</li> <li>○ 雇用の安定</li> </ul>	心身の被害回復・防止 (第13条、第14条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供</li> <li>○ 安全の確保</li> </ul>	犯罪被害者等への理解の促進 (第15条、第16条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民及び事業者の理解の増進</li> <li>○ 学校における教育及び支援</li> </ul>
支援体制の整備・充実 (第8条、第9条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合的支援体制の整備</li> <li>○ 相談及び情報の提供等</li> </ul>								
経済的負担の軽減 (第10条～第12条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済的負担の軽減</li> <li>○ 居住の安定</li> <li>○ 雇用の安定</li> </ul>								
心身の被害回復・防止 (第13条、第14条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供</li> <li>○ 安全の確保</li> </ul>								
犯罪被害者等への理解の促進 (第15条、第16条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民及び事業者の理解の増進</li> <li>○ 学校における教育及び支援</li> </ul>								
<b>支援の制限</b> (第17条)	■社会通念上適切でないと認めるときは、犯罪被害者等の支援を制限								
<b>委任</b> (第18条)	■条例の施行に必要な事項は、市長が定める								
<b>施行期日</b>	■令和3年4月1日								

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
132～133	2 総務費	1 総務管理費	15 地域・交通安全推進費	1-7	防犯カメラ設置事業費 補助金	千円 2,000

### 1 概 要

犯罪のない地域づくりを支援するため、自治会及び連合自治会が犯罪防止を目的に設置する防犯カメラの費用に対して補助を行う。

地域の自主防犯活動を支援することで、地域の防犯力向上を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進する。

### 2. 事業内容

#### (1) 補助対象者

自治会及び連合自治会

#### (2) 補助対象経費

防犯カメラを設置するために必要な経費(機器・表示板購入費、工事費など)

ただし、次に掲げる費用を除く。

ア 維持又は管理に要する費用

イ 地代及び占用料

#### (3) 補助率

1/2

#### (4) 上限

1団体につき 200 千円

#### (5) 事業費

2,000 千円 ( 1団体当たり 200 千円 × 10 団体 )

#### (6) その他

補助対象台数は1団体につき1台とし、補助を受けた団体が再度申請を行う場合は、補助を受けた年度から6年以上置くものとする。

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 2,000	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 2,000

## 【参考1】防犯カメラの運用について

### 1 運用規程

設置する自治会等において、市が策定予定のガイドラインに基づき運用規程を定め、プライバシーの保護など適切な運用を行う。

#### <運用規程に記載する内容(案)>

- (1) 防犯カメラの設置目的
- (2) 管理責任者・操作取扱者の指定
- (3) 設置場所の明記及び表示板を設置すること
- (4) 画像の管理等

- ア 画像加工の禁止
- イ 保管場所の指定や立ち入りの制限
- ウ 外部持出の制限
- エ 保存期間の指定
- オ 画像の消去や記録媒体の廃棄方法

- (5) 画像の利用及び提供の制限

目的外利用を行うことができるのは、次の場合のみとし、利用及び提供の日時・相手方・内容等を記録すること。

- ア 法令に基づく場合（令状や捜査機関からの照会に基づく場合など）
- イ 人の生命、身体又は財産に対する危険があり、緊急の必要性がある場合
- ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため提供を求められた場合

- (6) 定期的な保守点検の実施
- (7) 苦情があった場合の適切な対応

### 2 維持管理

設置以降に必要となる電気料金、保守点検費、電柱使用料などは、自治会の負担とする。

## 【参考2】推奨する防犯カメラの仕様

(公社)日本防犯設備協会が策定した防犯カメラ認定基準に適合し、同協会から「優良防犯機器」と認定されたもの。

- ・有効画素数が100万画素以上
- ・画角及びピント調整機能を備えたもの
- ・明るさ（夜間や逆光）調整機能を備えたもの など

※(公社)日本防犯設備協会

防犯設備等に関する調査・研究や防犯設備等の設置に係る研修などの事業を行う団体

#### <参考価格：防犯カメラ1台の設置費>

記録媒体一体型の防犯カメラ購入費 (有効画素数約240万、画角や明るさ等の調整機能有、保存期間約10日間分)	約20万円
SDカードなどの関連機器、工事費及び諸経費	約20万円
合計	約40万円

## 【参考3】地域の自主防犯活動への支援について

### 第3次長崎市安全・安心まちづくり行動計画

#### 基本理念

市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現

#### 基本方向

##### 意識づくり

「自分の安全は、自分で守る」という自主防犯意識の高揚を図ります。

##### 地域づくり

「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自主防犯活動の推進を図ります。

##### 環境づくり

「犯罪にあわない、起こさせない」ため、防犯に配慮した施設等の整備の推進を図り

#### 重点施策

##### 地域の防犯・安全活動の促進

###### ○防犯協会への支援

各地域において防犯啓発活動等を行う各地区防犯協会への支援

###### ○青色回転灯防犯パトロール活動等への支援

自主防犯団体が行う青色回転灯防犯パトロール活動等への支援

###### ○安全・安心・交流センターの活用と充実

地域コミュニティ及び地域の防犯活動の拠点として、廃止交番等を無償貸与

###### ○地域防犯講座の実施

自治会等に対し、身近な犯罪や防犯活動を紹介する出前講座を実施

###### ○子どもを守るネットワーク等の推進

防犯パトロールや情報交換会を実施する子どもを守るネットワークの活動を支援

###### ○防犯カメラ設置への支援【追加】

防犯カメラを設置する自治会等への支援

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
132~133	2 総務費	1 総務管理費	15 地域・交通安全推進費	1-9	再犯防止啓発費補助金	千円 300

## 1 概 要

罪を犯した障害者、高齢者などを福祉の視点を取り入れながら、より適切に矯正・処遇する機運の醸成を図ることにより、再犯防止を推進することを目的として、長崎新聞社の主催により「再犯防止シンポジウム」が開催される。

罪を犯した人に対する理解を深め、再び犯罪に陥らない環境づくりを進めることは、市民が安全で安心して暮らせる犯罪のない地域づくりに寄与することから、当該シンポジウムの開催に必要な経費を補助し、再犯防止に関する市民意識を高める。

## 2 事業内容

### (1) シンポジウム概要

ア 名 称	再犯防止シンポジウム
イ 開催日時	令和3年7月10日(土)午後1時30分～午後4時
ウ 会 場	長崎ブリックホール国際会議場
エ 主 催	株式会社長崎新聞社
オ 内 容	基調講演、パネルディスカッション
カ 参加者見込	500名

(2) 補助金の交付先 株式会社長崎新聞社

(3) 補助金額 300千円 (総事業費 3,756千円)

### (4) 資金内訳

収入(千円)		支出(千円)	
長崎県支出金	300	会場代	275
長崎市補助金	300	広告通信料	738
他市支出金	1,090	人件費	803
協賛金・自己負担等	2,066	講師料	1,720
		その他	220
合計	3,756	合計	3,756

### 3 事業費内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 300	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 300

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
140～141	2 総務費	1 総務管理費	23 スポーツキャンプ等誘致費	1-1	東京オリンピック・パラリンピックキャンプ誘致推進費	千円 34,269

### 1 概要

東京2020オリンピック・パラリンピック大会における各国選手団のキャンプを長崎市で開催することで、長崎市のスポーツ振興を図るとともに、オリンピックに出場する選手への応援機運を醸成し、地域活性化につなげるため、受入対応を行うもの。

(参考) 東京2020オリンピック・パラリンピック大会等日程

オリンピック大会	令和3年7月23日(金)～8月8日(日)
パラリンピック大会	令和3年8月24日(火)～9月5日(日)

### 2 事業内容

(1) 東京オリンピック事前キャンプ受入費 15,841千円(うち1/2を県が負担)

- ア 選手等の国内移動(航空機・バス)
- イ 選手等の宿泊(一泊朝食付き)
- ウ 選手等の食事(昼食・夕食)
- エ 選手等の市内移動(車両借上)
- オ 選手等の移動時のアテンド

(参考)

・人数(予定)

ポルトガルチーム	競泳14人(選手8人・その他6人)
ベトナムチーム	競泳10人・柔道8人・空手6人(選手9人・その他15人)
ラオスチーム	競泳4人(選手2人・その他2人)

- ・滞在期間 各国チーム最大10日間の予定
- ・練習会場(予定) 市民総合プール、諏訪体育館、県立総合体育館、三菱体育館

(2) 新型コロナウイルス感染症対策費 18,002千円(全額国が負担〔県支出金〕)

選手等と一般客との社会的距離を保つための経費

- ア 航空機における一般客との空席確保
- イ 宿泊施設における空室確保(フロア単位の貸し切り)
- ウ 選手等の移動時のアテンド(追加分)

(3) その他経費(キャンプ受入説明会等に伴う旅費、その他事務費) 426千円

### 3 スケジュール(予定)

日程	内容
7月中旬～8月上旬	長崎市で事前キャンプを実施
7月21日(水)～8月2日(月)	選手村へ移動及び滞在
7月23日(金)～8月8日(日)	東京オリンピック開催 ( 柔道 7月24日(土)～7月31日(土) 競泳 7月24日(土)～8月1日(日) 空手 8月5日(木)～8月7日(土) )



#### 4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他※3	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
34,269	3,664	18,001	-	7,920	4,684

※1 地方創生推進交付金 事業費 (7,329,035 円) の1/2

※2 長崎県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金 (全額国が負担)

※3 東京オリンピック・パラリンピック関連事業開催費負担金 (県が事前キャンプ費用の1/2を負担)

#### 【参考】 新型コロナウイルス感染症に関するPCR等検査

##### 1 検査実施主体

県において、県下のホストタウンに係る検査を一元的に実施する。

##### 2 検査対象者

選手等 (選手・コーチ等)、自治体職員、アテンド者、通訳を想定している。

##### 3 検査の基本的な考え方

- (1) 出入国時及び入国時検査から4～5日後にキャンプ地 (長崎市) で再度検査を実施するとともに、選手村入村の3日前にも実施する。
- (2) 日本入国時に空港にて検査を受けない者が長崎市に滞在する場合には、長崎市到着後、すみやかに検査を実施する。
- (3) ホストタウン等の感染状況が悪化している場合や、選手村への入村前等に選手等側または自治体側から要望があった場合は、追加の検査を実施する。

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
140～ 141	2 総務費	1 総務管理費	23 スポーツキャン プ等誘致費	2-1	東京オリンピック・パ ラリンピック聖火リ レー等実施費	千円 16,079

## 1 概 要

東京2020オリンピック・パラリンピック大会の開催に伴う、オリンピック聖火リレー及びパラリンピック採火式を長崎市で実施することで、オリンピック・パラリンピック大会の開催に向けた機運醸成及び地域活性化につなげるもの。

(参考) 東京2020オリンピック・パラリンピック大会等日程

オリンピック聖火リレー (47都道府県)	令和3年3月25日(木)～7月23日(金)
〃 (長崎県内での実施)	令和3年5月7日(金)～5月8日(土)
オリンピック大会	令和3年7月23日(金)～8月8日(日)
パラリンピック採火式	令和3年8月12日(木)～8月16日(月)
パラリンピック聖火リレー (東京都)	令和3年8月21日(土)～8月24日(火)
パラリンピック大会	令和3年8月24日(火)～9月5日(日)

## 2 事業内容

(1) 東京オリンピック聖火リレー実施費 15,582千円

ア 実施日時 令和3年5月7日(金) 19時15分～20時40分(長崎市実施日時予定)

イ 実施場所 スタート：平和公園祈念像前 ゴール：長崎水辺の森公園

ウ セレモニー 最終ランナー到着地(長崎水辺の森公園)において、聖火の到着を祝うセレモニー「セレブレーション」を実施する。(18時55分～21時予定)

### エ 事業内訳

(ア) ルート上警備及び資機材設置費 6,634千円(令和2年度債務負担行為設定)

- ・交通誘導及び雑踏警備 警備員及びボランティアスタッフ 約500人
- ・ルート上資機材設置 総距離 約5,100m

(イ) セレモニー会場等警備費 5,289千円

- ・会場等警備 警備員及びボランティアスタッフ 70人
- ・会場等設営 観覧エリア及び観客出入口等の設営

(ウ) 事前広報費 2,336千円(令和2年度債務負担行為設定)

- ・ポスター製作 400枚
- ・交通規制周知看板製作・設置 76箇所
- ・新聞折込広告 111,740部
- ・公共交通機関車内広告 バス、路面電車へ掲示

(エ) その他経費 1,323千円

- ・セレモニー出演者等への謝礼
- ・ボランティアスタッフ経費

(2) 東京パラリンピック採火式実施費 497千円

ア 実施内容 パラリンピック聖火リレーについて、各都道府県から集めた火を使用することから、長崎市でも採火を行い、長崎県内の参加市町の火と合わせて一つの火として、長崎県が東京に持参する。

イ 実施日 令和3年8月16日(月) (予定)

ウ 実施場所 平和公園原爆落下中心地碑前 (予定)

エ 事業内訳 会場設営、出演者等謝礼、その他

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金	地方債	その他※2	一般財源
千円 16,079	千円 2,033	千円 -	千円 -	千円 6,204	千円 7,842

※1 地方創生推進交付金 事業費(4,066,601円)の1/2

※2 東京オリンピック・パラリンピック関連事業開催費負担金(県が聖火リレー警備及びセレモニー費用の1/2を負担)

## 【参考】聖火リレー実施に係る資料

### 1 概要

聖火リレーは、福島県のサッカー施設「Jヴィレッジ」をスタートし、日本列島を概ね時計回りに巡り、47都道府県・859市区町村を121日（移動日含む）かけて通過し、東京都をゴールとして実施される。

長崎県は、20番目の都道府県として実施される。

聖火は、熊本県から令和3年5月7日（金）に長崎県へ到着し、2日間かけて県内17市町を回った後、佐賀県へとつながっていく。

ランナーの数は、全国で約1万人、長崎県でのランナーは約170人となっており、長崎市での走行は、1日目の8区間目となっている。

### 2 開催日

令和3年5月7日（金）

### 3 開催場所

平和公園から長崎水辺の森公園までのルート

### 4 実施体制

主催 東京2020組織委員会

共催 各都道府県実行委員会

パートナー 東京2020オリンピック聖火リレーパートナー各社

### 5 市の役割

聖火リレーの実施に伴う交通規制の周知・広報

ルート上車両規制用資機材の設置

沿道観客の走路進入防止対策

ランナー集合場所及びセレブレーション会場の設営及び警備



### 6 主な聖火ランナー

草野仁さん、石原さとみさん ほか

### 7 セレブレーション

セレブレーションとは、聖火リレーの各日の最終区間・最終ランナー到着時において、聖火の到着を祝うセレモニー。長崎市は、長崎県で実施する1日目の最終区間となっているため、長崎水辺の森公園で実施する。

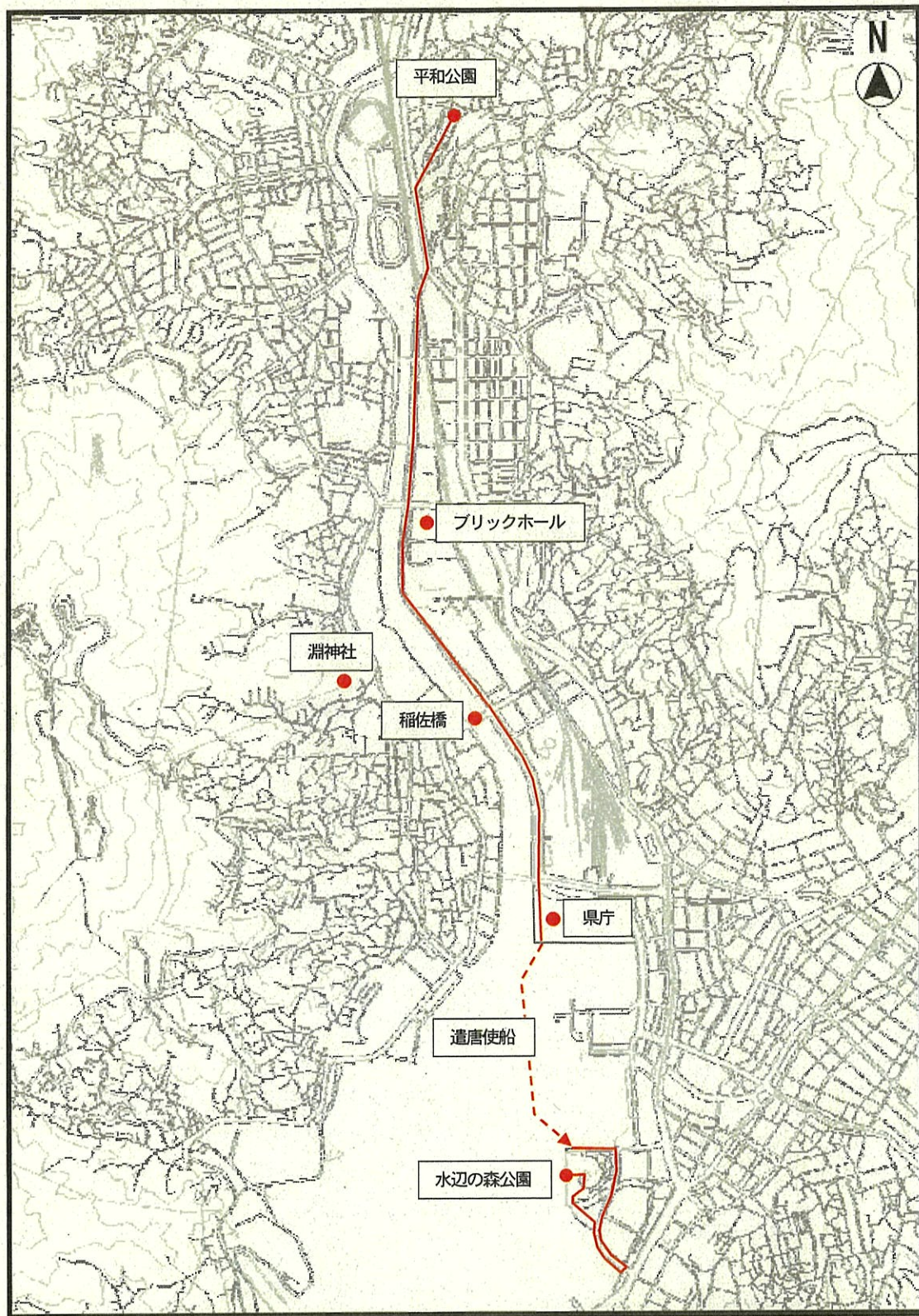
会場内では、県実行委員会やスポンサー各社が聖火の到着前に会場を盛り上げるためのステージイベントや、スポンサー企業がPRブースを設置し、来場者の記念になる催しを実施する。

8 長崎県内でのルート状況

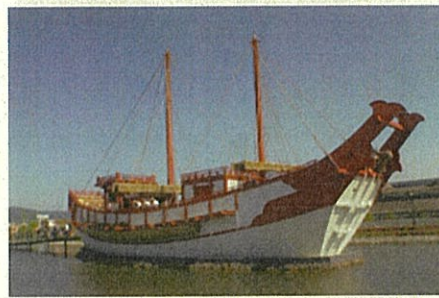
実施日	区間	通過市町	スタート地点 ゴール地点
5月7日 (金)	第1区間	南島原市	南島原市役所 南島原市有家総合運動公園
	第2区間	島原市	島原城天守閣前 島原文化会館
	第3区間	雲仙市	愛野郵便局前 愛野運動公園駐車場
	第4区間	壱岐市	原ノ辻ガイダンス 壱岐市立一支国博物館
	第5区間	新上五島町	上五島空港 頭ヶ島天主堂
	第6区間	諫早市	諫早駅前 諫早市役所前広場
	第7区間	大村市	大村市役所ロータリー ミライON図書館
	第8区間	長崎市	平和公園 長崎水辺の森公園
5月8日 (土)	第1区間	長与町	中尾城公園駐車場 旧親和銀行長与支店裏通り
	第2区間	時津町	とぎつカナリーホール 鳴鼓小学校
	第3区間	西海市	オランダ村駐車場 遊湯館
	第4区間	五島市	五島市役所前 五島港公園
	第5区間	対馬市	万松院 朝鮮通信使対馬易地聘礼200周年記念壁画前
	第6区間	松浦市	松浦市役所駐車場 松浦海のふるさと館
	第7区間	平戸市	平戸城・亀岡神社 平戸オランダ商館
	第8区間	佐々町	佐々町文化会館駐車場 セブンイレブン佐々市場免店前
	第9区間	佐世保市	ドコモショップみなとインター店前 ニミッツパーク

※令和元年12月発表時点のスタート・ゴール地点。(変更の可能性あり)

9 聖火リレールート図



県庁から水辺の森公園岸壁までは遺唐使船の利用を予定している。



予 算 説 明 書					事 業 名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
186 ~ 187	3 民生費	5 災害救助費	1 災害救助費	1-1	災害被災者救援費	千円 1,200

## 1 概 要

本市の区域内で起こった火災、風水害その他予測できない天災地変等による災害で、その程度が災害救助法（昭和22年法律第118号）に定めるものに至らない災害について、災害のり災者に対して見舞金及び弔慰金を支給するもの。

## 2 事業内容

### (1) 見舞金及び弔慰金の支給

ア 内容：本市の区域内において発生した小災害のり災者に対して見舞金及び弔慰金の支給を行うもの

イ 区分：見舞金（全焼（壊）、半焼（壊）、重傷）、弔慰金

### (2) 支給基準

支給区分	被災区分		見直し案	現行
見舞金 (世帯主等に支給)	全焼（壊）	（世帯員が1人増える ごとに5千円加算）	50千円	30千円
	半焼（壊）		30千円	20千円
	重傷（1か月以上の加療）		10千円	5千円
弔慰金 (遺族に支給)	主たる生計維持者		同右	140千円
	その他			70千円

(3) 事業費 1,200 千円 (800 千円)

ア 使用料及び賃借料 20 千円 (20 千円)

・ 災害発生現場へ向かう際のタクシー利用代 20 千円

イ 寄付金 1,180 千円 (780 千円)

・ 見舞金【全焼 (全壊)、半焼 (半壊)、重傷者】 1,140 千円

・ 弔慰金 140 千円

### 3. その他

災害発生時の対応

(1) 日本赤十字提供の毛布等救援物資(毛布、タオルケット等)のり災者への提供

(2) り災者の緊急避難先の確認(自治会長との集会所の一時利用の調整等)

(3) 関係各課との連絡調整(市営住宅への入居、り災ごみの処理、各種証書の再発行等)

(4) 市社協との連絡調整(日本赤十字社長崎市支部及び県共同募金会からの見舞金預かり、生活資金の貸し付け等)

### 4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
千円 1,200	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 1,200



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
200 ~ 201	4 衛生費	1 保健衛生費	10 火葬場費	2-1	新火葬場整備推進費 基本構想策定費	千円 3,407

### 1 概 要

昭和 53 年 12 月の全面建替えから 42 年が経過している「長崎市もみじ谷葬斎場」の建替えについて、新しい火葬場として必要な規模や機能、設備等を多角的な見地から検討するため、長崎市火葬場整備計画審議会を開催し、幅広い意見を聴取しながら基本構想の策定を行う。

### 2 事業内容

- (1) 長崎市火葬場整備計画審議会の開催(開催回数 2 回、委員 10 名)  
葬祭や環境に関する専門的な知見を有する者等を招聘し、審議会を開催する。

### 3 事業費内訳

- (1) 報酬(審議会委員報酬 委員長 1 人:8,700 円、委員 9 人:7,850 円 2 回開催) 159千円  
(2) その他事務費(茶菓費、消耗品費) 3千円  
(3) 委託料(基本構想策定支援) 3,245千円

#### 債務負担行為限度額の設定

年度	令和2年度	令和3年度	合計
限度額	0千円	3,245千円	3,245千円

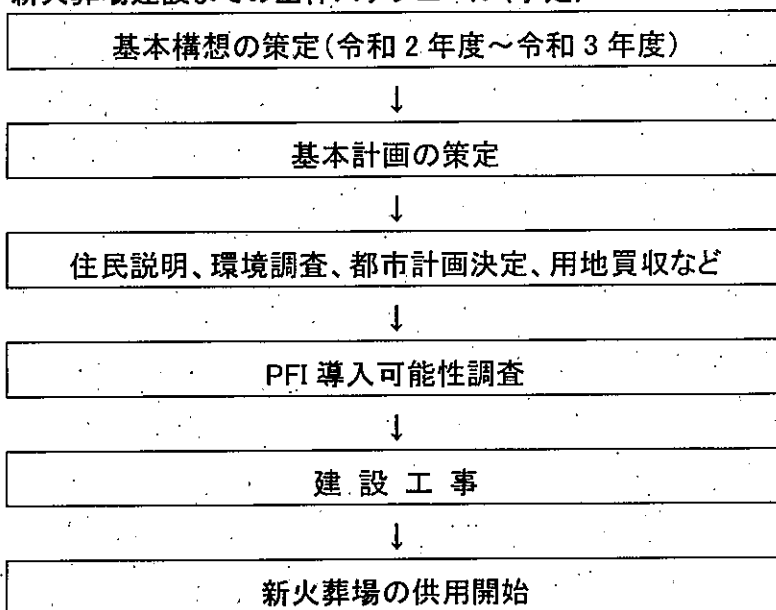
### 4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 3,407	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 3,407

## 5 基本構想策定までのスケジュール(予定)

事項	実施時期等
庁内検討チームによる検討会議	令和2年6月～
長崎市附属機関に関する条例の一部改正	令和2年9月定例会
令和2年度長崎市一般会計補正予算	令和2年9月定例会
長崎市火葬場整備計画審議会の設置	令和3年1月
審議会の開催	令和3年8月までに4回
市議会への中間報告	令和3年6月定例会
パブリックコメント	令和3年7月
庁内意思決定	令和3年12月
市議会への報告	令和4年2月定例会

## 6 新火葬場建設までの全体スケジュール(予定)



## 7 参考

### (1) 基本構想の構成(案)

- ア 建替えについての検討経過
- イ 長崎市もみじ谷葬斎場の現況
- ウ 建替えの必要性
- エ 将来の火葬需要の予測、計画必要炉数の検討
- オ 建替えにあたっての基本的な考え方
- カ 新火葬場に必要機能・設備の検討
- キ 建替え時期
- ク 建設適地の検討

(2) 長崎市火葬場整備計画審議会の委員構成

区 分	選任数
学識経験のある者	2人
産業関係団体を代表する者	2人
市民活動団体を代表する者	3人
福祉関係団体を代表する者	2人
市民(公募)	1人
合 計	10人

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
200 ~ 201	4 衛生費	1 保健衛生費	10 火葬場費	4-1	【単独】火葬場施設整備事業費 火葬炉改修ほか	千円 110,300

### 1 概 要

火葬場の安定した運営のため、年次計画に基づき、火葬炉、電気集塵機の改修及び焼骨台車製作を行うとともに、経年劣化した高圧変電設備の改修を行う。

### 2 事業内容

(1)火葬炉改修(年次計画により普通炉10炉のうちの2炉) 16,900千円

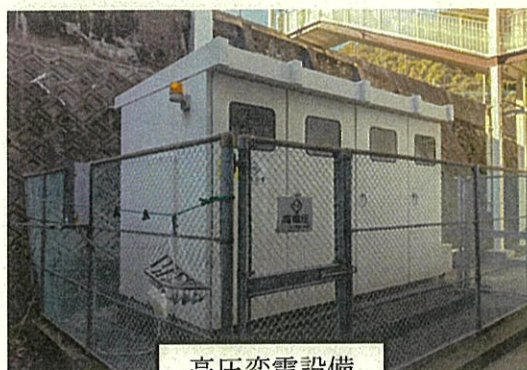
(2)電気集塵機改修(年次計画により5系統のうち1系統(2炉分)) 61,900千円

火葬する際に発生する煙を浄化する電気集塵機が劣化していくため、改修するもの。

(3)高圧変電設備改修 29,850千円

施設に供給される電気を降圧するための変電設備(キュービクル)が経年劣化のため、施設の電気設備に支障を来たす恐れがあることから、改修するもの。

(4)焼骨台車製作業務委託(年次計画により2台) 1,650千円



高圧変電設備



電気集塵機

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債※1	その他※2	一般財源
千円 110,300	千円 —	千円 —	千円 79,300	千円 2,892	千円 28,108

※1 一般単独事業債 充当率75%

※2 火葬場費負担金

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
230 ~ 231	7 商工費	1 商工費	1 商工総務費	4-1	消費生活相談費	千円 20,599

## 1 概 要

消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差を考慮し、多様化・専門化する消費生活相談への的確な対応を図るため、公的資格を有する消費生活相談員が消費者センターに寄せられる苦情等に対して「あっせん」や「助言」を行い個別事案の解決を図るとともに、全国消費生活情報ネットワークシステムを通じて、国・県・(独)国民生活センター等の関係機関に対し情報を提供し、消費者被害防止のための行政処分や制度整備につなげることによって、消費者被害の拡大防止を図る。

## 2 事業内容

### (1) 消費生活相談への処理対応

ア 相談員の体制 5名 ※全員が消費生活相談員資格等の有資格者

### イ 消費生活相談の実績(平成 29~令和元年度及び令和 2 年度 1 月末)

年 度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度 1 月末
相談件数	3,690 件	3,363 件	3,131 件	2,873 件

### (2) 長崎市消費者安全確保地域協議会の運営

#### ア 目的

市内の高齢者や障害者等、消費生活上特に配慮を要する消費者(要配慮消費者)の消費者被害の防止を図るため、関係機関・団体等が連携して消費者安全の確保のための取組みを効果的かつ円滑に行うことを目的として、消費者安全法第 11 条の 3 第 1 項で定める法定協議会である長崎市消費者安全確保地域協議会(事務局:消費者センター)を令和 3 年 1 月 26 日に設立した。

#### イ 協議会設置の背景

消費者センターに寄せられる相談のうち、約 4 割(R1 年度 1,299 件)が 60 歳以上の方からの相談であり、依然として高齢者等は消費者被害に遭いやすい傾向にある。とりわけ要配慮消費者の消費者被害の防止や回復のためには、普段から見守り活動を実施している関係機関・団体等の協力を得ながら、確実に消費者センターへの相談につながるような「仕組み」を整備して対応する必要がある。

ウ 令和3年度活動内容

- (ア) 消費者被害に関する情報提供・構成機関相互の情報共有のための会議開催
- (イ) 構成機関の職員を対象とした協議会活動内容の説明会の開催
- (ウ) 構成機関と連携した見守り対象者の消費者被害に関する相談受付・被害回復

エ 構成機関 (25 機関)

NPO 法人 消費者被害防止ネットながさき、(社福)長崎市社会福祉協議会、(一社)長崎市心身障害者団体連合会、長崎市多機関型地域包括支援センター、長崎市地域包括支援センター連絡協議会、長崎市民生委員児童委員協議会、長崎市介護支援専門員連絡協議会、長崎市訪問介護連絡会、(社福)長崎市社会福祉事業団、長崎警察署、大浦警察署、浦上警察署、時津警察署、長崎県弁護士会 消費者問題委員会、長崎県弁護士会 高齢者等権利擁護委員会、長崎県司法書士会、(一社)長崎県社会福祉士会、長崎市中央総合事務所地域福祉課、東総合事務所地域福祉課、南総合事務所地域福祉課、北総合事務所地域福祉課、中央総合事務所生活福祉1課、生活福祉2課、市民健康部地域保健課、市民生活部消費者センター(事務局)

(3) 長崎市消費者苦情処理委員会の運営

ア 設置目的及び所掌事務

苦情などの処理の適正化、公表に係る透明性確保のため、消費生活に係る専門家からなる附属機関を設け、次のことを調査審議する。

- (ア) 不当な取引行為の決定に関する事項
- (イ) 事業者の公表の適否に関する事項
- (ウ) 苦情等の処理のための施策に関する事項

イ 委員構成 5名

- (ア) 学識経験者 2名(弁護士、大学教授)
- (イ) 長崎県警本部 1名
- (ウ) 産業関係団体を代表する者 1名
- (エ) 消費者関係団体を代表する者 1名

ウ 令和3年度開催予定 2回

(4) 消費生活相談関連会議への参加

## (5) 事業費内訳

区 分	事業費	備 考
人件費	18,915千円	消費生活相談員5名 消費者苦情処理委員会委員4名分
報償費	520千円	弁護士相談謝礼金、庁内研修講師謝礼金
会議参加費及び旅費	260千円	全国中核市消費者行政協議会、全国消費生活情報ネットワークシステム操作研修会
事務費(消耗品費等)	904千円	

## 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※1	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
20,599	—	—	—	49	20,550

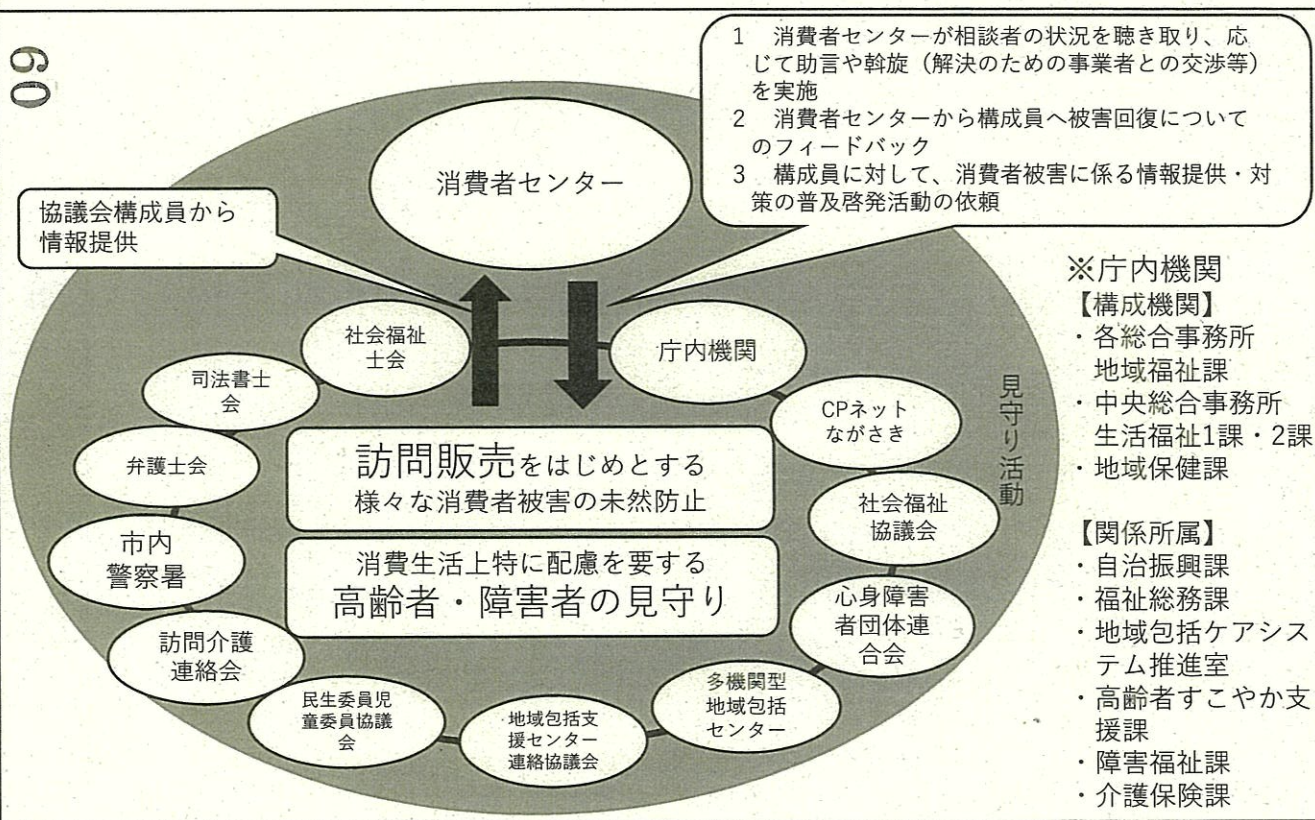
※1 保険料個人負担金

# 長崎市消費者安全確保地域協議会

**趣旨**：高齢者や障害者（高齢者等）の「配慮を要する消費者」を見守るためのネットワーク

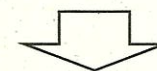
**効果**：今ある見守りネットワークの機能に「様々な消費者被害の未然防止・早期発見・早期回復」が加わり、消費者行政の観点での「高齢者等の安全・安心の確保」の推進が図られる。

## 長崎市消費者安全確保地域協議会体制図

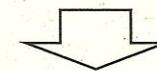


## 地域協議会の取組

- 高齢者等の消費者被害の未然防止のための情報共有
- 既存の見守り活動の中で発見された高齢者等の消費者被害を消費者センターへつなげる  
**気付き・声かけ・つなぐ**



- 消費者被害の早期発見による、被害の拡大防止
- 「助言」や「斡旋」による消費者被害の早期回復



★ 福祉サービスにつながない高齢者等を発見した場合は、成年後見人制度や日常生活自立支援事業等、必要な制度・サービスにつなげる



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
230 ~ 231	7 商工費	1 商工費	1 商工総務費	4-6	若年者消費者教育強化事業費	千円 3,885

## 1 概 要

民法改正の成年年齢引下げ(2022年4月1日施行)に対応し、消費者トラブルの対処法を含め、社会をつくる消費者の一員として必要な知識と実践力をもった消費者の育成を目的とし、新たに消費者教育を専門的に担う「消費者教育推進員」を消費者センターに配置し、学校等における講座の充実を図るなど消費者教育を強化する。

○事業期間:令和2年度～4年度(3年間)

○対 象:中学校(47)、高校(12)、大学(14)、専門学校(14)合計 87校

※()内は校数。ただし、長崎大学は学部ごとにカウント。また、県立は除外。

## 2 事業内容

### (1) 講座の充実

消費者トラブルの事例と対処法のみならず、自らの消費行動が社会に及ぼす影響を考え、自覚をもった行動へとつなげるための内容を実施。

手法についても、従来の講話型に加え、新たに参加型学習(アクティブラーニング)や授業内での教諭とのチームティーチングを取り入れる。

【講話型】



【参加型】



【チームティーチング】



### (2) 教材の提供等

教材の提供、参考サイトの紹介や教員への手法アドバイス等、消費者教育推進員が個別の学校等の事情やニーズを聴き取り、それぞれの学校等に合った支援を実施。

(3) 事業スケジュール等

- 令和2年度……中学校アンケート調査(9~10月)、周知チラシ作成・送付、講座等実施(一部)
- 令和3~4年度…講座等実施、未実施校への情報発信
- 活動指標

令和2年度※	令和3年度	令和4年度
10校	39校	38校

※令和3年1月末時点で5校実施済み。令和3年2月に9校実施予定(合計14校)

(4) 事業費内訳

ア 人件費	3,186千円	(会計年度任用職員 1名 12か月分)
イ 研修費及び研修旅費	138千円	(独立行政法人 国民生活センター研修)
ウ 教材印刷費	528千円	
エ 事務費(消耗品費等)	33千円	

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金※1	地方債	その他※2	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
3,885	—	1,938	—	8	1,939

※1 地方消費者行政強化交付金 補助率2分の1 ※2 保険料個人負担金

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
306～ 307	10 教育費	7 保健体育費	3 体育振興費	1-6	プロスポーツ応援 事業費	千円 9,000

### 1 概 要

「長崎市、諫早市を中心とする全県」をホームタウンとするプロサッカーチームV・ファーレン長崎と長崎市をホームタウンとするプロバスケットボールチーム長崎ヴェルカの活動を広く市民に周知し、市民一体となった応援機運を醸成するとともに、ホームゲームにおいて、市内の小中学生と保護者のペアを試合に招待し、プロチームの試合を間近で見ることで、子どもたちが夢を抱き、「みるスポーツ」を通して、市民のスポーツへの関心を高め、市民のスポーツに関わるきっかけづくりを行う。

### 2 事業内容

チーム名	予算額	内 容
V・ファーレン長崎	8,000 千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民応援DAY実施業務 6,979 千円 小中学生と保護者のペア1,200組をホームゲームへ無料招待 チケット 2,400 枚 チラシ製作 60,000 枚</li> <li>●応援タペストリー等製作・設置 1,021 千円 市立図書館、各地域センターに設置</li> </ul>
長崎ヴェルカ	1,000 千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民応援DAY実施業務 886 千円 小中学生と保護者のペア200組をホームゲームへ無料招待 チケット 400 枚 チラシ製作 30,000 枚</li> <li>●応援タペストリー等製作・設置 114 千円 市立図書館に設置</li> </ul>

### 3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 9,000	千円 4,500	千円 —	千円 —	千円 —	千円 4,500

※1 地方創生推進交付金 事業費(9,000千円)の1/2

## 【参考】Bリーグ及び長崎ヴェルカの概要

### 1 Bリーグについて

#### (1) 概要

公益財団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（J P B L）が運営する日本男子プロバスケットボールリーグ。

H28年9月、初シーズン開幕

#### (2) チーム数

Bリーグ・全国の所属チーム※2021-2022シーズン

〔B1リーグ〕：11チーム×東西2地区＝22チーム

〔B2リーグ〕：7チーム×東西2地区＝14チーム

〔B3リーグ〕：15チーム(予定)

### 2 長崎ヴェルカについて

#### (1) 令和2年10月30日チーム名発表

県民からの公募により決定

第1次応募総数 2,234件

最終3案の投票総数 14,882件

「welcome」「well community」「victory」の3つの意味を込めている

#### (2) Bリーグ参入までの主な日程

参加資格第1次審査合格（令和2年9月）

Bリーグ参入に係る最終資格審査（令和3年5月末予定）

Bリーグ開幕（2021-2022シリーズ）（令和3年秋）

#### (3) 試合会場

新アリーナ完成（2024年初め頃、8,000人収容予定）まで、県立総合体育館等を中心に試合開催予定。

※市民体育館は開催困難

※公式戦に必要な観客席数 1,500席

県立総合体育館 最大 5,600席

（長崎市民体育館 1,086席）

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
308～ 309	10 教育費	7 保健体育費	5 市民プール費	2-1	市民総合プール運営費	千円 214,524

## 1 概要

プールの一般利用、水泳大会の開催、水泳教室の実施等を通じて、市民の体育の振興を図るため、市民総合プールの管理運営を行う。

- (1) 施設名称 長崎市民総合プール
- (2) 指定管理者 特定非営利活動法人 長崎游泳協会
- (3) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

## 2 事業内容

- (1) 指定管理に係る経費 182,894千円

(単位：千円)

区分		令和3年度収支見込 (指定管理者提案)		増減 ②-①
		令和元年度指定 の際の収支見込 ①	感染症の影響を 受けた場合 ②	
収入	利用料金収入	43,025	20,635	▲22,390
	計 A	43,025	20,635	▲22,390
支出	人件費	47,419	45,456	▲1,963
	需用費	77,903	78,123	220
	役務費	990	990	0
	委託料	45,635	45,635	0
	使用料及び賃借料	20,287	18,438	▲1,849
	その他	15,050	14,887	▲163
	計 B	207,284	203,529	▲3,755
指定管理委託料 B-A		164,259	182,894	18,635

※本来であれば令和元年度指定の際に指定管理者が提案していた指定管理委託料が予算額となるが、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数、利用料金収入の減少等を踏まえて市が指定管理委託料の上限額を積算し直し、改めて指定管理者が提案した収支により指定管理委託料の額を決定する。算定方法等の詳細については、別紙72～73ページのとおり。

〔利用者数の推移〕

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (1月末まで)
利用者数	175,222	166,413	144,584	73,574

(2) 指定管理以外に係る経費 31,630 円

ア 需用費 11,624 千円

施設修繕料等

イ 委託料 5,181 千円

電光掲示盤保守点検委託、照明LED化整備に伴う実施設計業務委託

ウ 使用料及び賃借料 5,139 千円

電光掲示装置等機器借上料

エ 備品購入費 9,574 千円

不活性ガス消火設備ポンペ、こども用すべり台等

オ その他 112 千円

公認プール再公認に係る測定師旅費、公認プール再公認手数料

### 3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
214,524	—	—	—	22,432	192,092

※指定管理施設特定収入 22,224 千円、

屋外プール売店等使用に伴う光熱水費収入 208 千円

債務負担行為		期 間	限度額 (設定額)
ページ	事 項		
14 346~347	市民総合プール指定管理	令和4年度	千円 12,372

1 債務負担行為の目的

新型コロナウイルス感染症の影響による利用件数、利用料金収入の減少等を踏まえ、令和4年度の指定管理に係る委託料について、債務負担行為の設定を行うもの。

2 令和4年度指定管理に係る債務負担行為

(1) 指定管理に係る経費

(単位：千円)

区分	令和4年度収支見込 (指定管理者提案)		増減 ②-①
	令和元年度指定 の際の収支見込 ①	感染症の影響を 受けた場合 ②	
収入 A	43,025	30,116	▲12,909
支出 B	205,089	204,552	▲537
指定管理委託料 B-A	162,064	174,436	12,372

(2) 令和4年度に係る債務負担行為限度額の設定

(単位：千円)

	設定額
既設定額 (令和元年度設定)	162,064
新規設定額 (令和3年度設定)	12,372
計	174,436

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円 12,372	千円 -	千円 -	千円 -	千円 12,372	千円 -

※指定管理施設特定収入

【参考】 令和元年度設定債務負担行為限度額の年度内訳

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
収入 A	39,204	43,025	43,025	43,025	43,025	211,304
支出 B	202,756	207,284	205,089	209,008	206,717	1,030,854
限度額 B-A	163,552	164,259	162,064	165,983	163,692	819,550

↓ 令和3年度設定12,372千円を追加

174,436

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
308～ 309	10 教育費	7 保健体育費	5 市民プール費	2-2	市民神の島プール運営費	千円 31,270

## 1 概要

プールの一般利用、水泳教室の実施等を通じて、市民の体育の振興を図るため、市民神の島プールの管理運営を行う。

- (1) 施設名称 長崎市民神の島プール
- (2) 指定管理者 西部ガス都市開発株式会社
- (3) 指定期間 平成30年1月6日～令和4年3月31日

## 2 事業内容

- (1) 指定管理に係る経費 30,241千円

(単位：千円)

区分		令和3年度収支見込 (指定管理者提案)		増減 ②-①
		平成29年度指定 の際の収支見込 ①	感染症の影響を 受けた場合 ②	
収入	利用料金収入	13,070	11,380	▲1,690
	計 A	13,070	11,380	▲1,690
支出	人件費	23,300	21,736	▲1,564
	需用費	10,425	13,063	2,638
	役務費	370	600	230
	委託料	4,189	4,354	165
	その他	2,311	1,868	▲443
	計 B	40,595	41,621	1,026
指定管理委託料 B-A		27,525	30,241	2,716

※本来であれば平成29年度指定の際に指定管理者が提案していた指定管理委託料が予算額となるが、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数、利用料金収入の減少等を踏まえて市が指定管理委託料の上限額を積算し直し、改めて指定管理者が提案した収支により指定管理委託料の額を決定する。算定方法等の詳細については、別紙72～73ページのとおり。

〔利用者数の推移〕

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (1月末まで)
利用者数	20,075	82,810	75,839	50,288



(2) 指定管理以外に係る経費 1,029 千円

ア 需用費 1,000 千円

施設修繕料

イ 委託料 27 千円

旧木鉢プール回数券利用料

ウ 使用料及び賃借料 2 千円

案内看板設置用地借上料

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
31,270	-	-	-	5,405	25,865

※指定管理施設特定収入 5,379 千円、電気使用料 26 千円

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
308～ 309	10 教育費	7 保健体育費	5 市民プール費	3-1	【単独】市民プール施設 整備事業費 市民総合プール	千円 83,200

## 1 概 要

長崎市民総合プールにおいて、経年劣化に伴う機器の取替えや施設の改修を行い、利用環境の整備を図る。

## 2 事業内容

### (1)空調設備改修工事 21,719千円

既存の男女更衣室用空調設備は、平成8年開場当初の設置から24年が経過し、故障が多くなってきていることから、利用者が快適に施設を利用できるよう、新型機種に取り替えるもの。

【男女更衣室用空調設備】



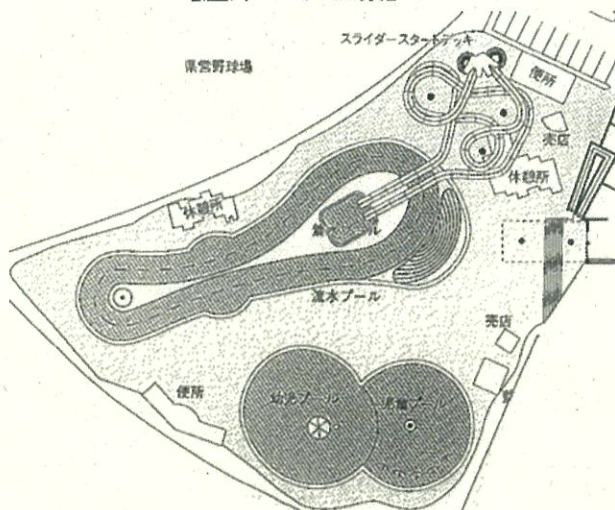
【更衣室】



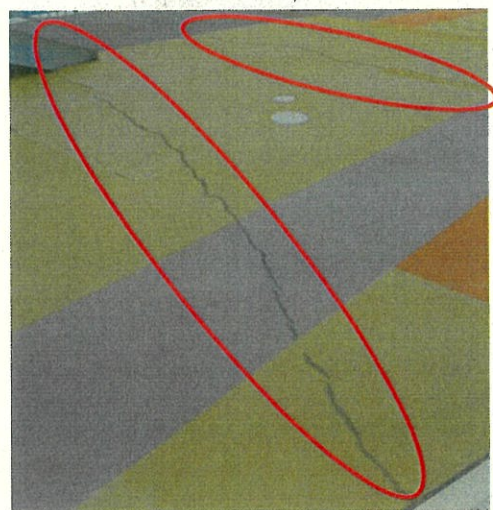
### (2)屋外プールシート全面改修工事 50,032千円

屋外プール(プールサイド)のビニル床シートは、平成8年開場以降、部分的な補修を繰り返し行ってきたが、補修箇所の再劣化や新たな亀裂の発生等により、補修が必要な個所が広範囲になったため、利用者が安全に歩行できるよう、プールサイド全面のビニル床シートを張り替えるもの。

【屋外プール全景】



【損傷状況(亀裂)】



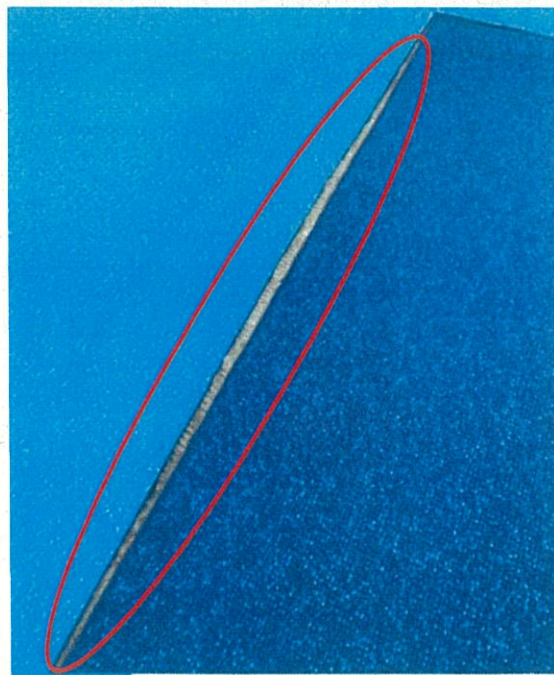
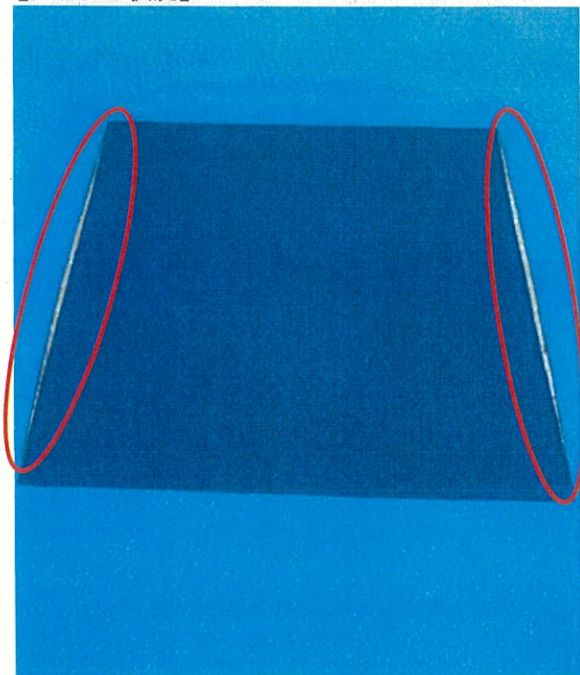
(3) 屋外幼児用プール改修工事 11,449千円

屋外幼児用プールの防水シートは、直近の改修工事から10年以上経過し、シートがめくれた部分から水が内部に浸透することにより、床面とシートが乖離している状況であるため、防水効果を高めるとともに利用者が安全に利用できるよう、防水塗装を行うもの。

【屋外幼児用プール全景】



【シートの状況】



3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
83,200	—	—	79,000		4,200

※ 合併特例債 充当率95%(交付税措置率70%)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度以降の  
利用料金制適用施設における収支見込みについて

1 運営経費別の指定管理者制度導入施設（総務委員会所管）

運営経費	施設の区分（現行）	新型コロナウイルス感染症により 運営経費に影響が見込まれる施設
利用料金	完全利用料金制	
利用料金及び 指定管理委託料	利用料金併用制	長崎市チトセピアホール、 長崎市民神の島プール、長崎市民総合プール、 長崎市外海ふるさと交流センター、 長崎市民会館（男女共同参画推進センター）
指定管理委託料	利用料金非適用	

2 令和3年度以降における公の施設の運営経費の課題

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）による利用者数、利用料金収入の減少に伴い、利用料金収入を施設の運営経費に充てる施設においては、運営経費への影響が生じている。

感染症の影響の終期が見通せない中で、利用料金収入の減少は令和3年度以降も続くと見込まれ、利用者数の減少に伴い支出の減少が一定見込まれるものの、利用料金収入の減少見込みが大きい施設においては、運営経費に対する収入が不足することが想定される。

（1）利用料金併用制の施設の例

【感染症の影響を受けない場合】

収入	指定管理委託料 50	利用料金 50
支出	運営経費 100	

【感染症の影響を受けた場合】

収入	指定管理委託料 50	利用料金 20	不足 20
支出	運営経費 90		

運営経費に対する収入が20不足

3 対応方針

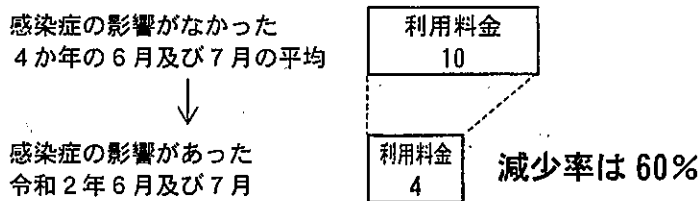
公の施設は、市民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために設けた施設であり、利用者サービスを安定して提供していく必要があることから、令和3年度以降における施設運営の収支について、感染症の影響による利用者数、利用料金収入の減少等を踏まえて指定管理委託料を積算し、その額を上限として、指定管理者から利用料金収入見込を含めた収支の提案を受け、指定管理委託料の額を決定する。

#### 4 積算上の収支の見込方

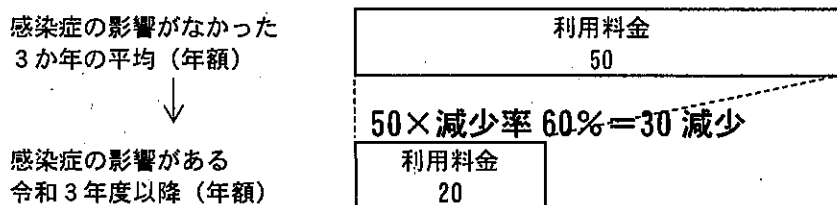
##### (1) 利用料金収入

利用料金収入が1番の底値であると考えられる令和2年6月及び7月の状況が令和3年度以降も続くものとして、次の手順により算定する。ただし、施設の特性により、6月及び7月の状況では感染症の影響を比較できないと考えられる場合は、各施設の特性に応じた適切な時期との比較により算定する。

ア 感染症の影響があった令和2年6月及び7月の利用料金収入と、影響がなかった原則直近4か年（平成28年度から令和元年度まで）の6月及び7月の利用料金収入の平均を比較して、利用料金収入の減少率を算出する。



イ 感染症の影響がなかった原則3か年（平成28年度から平成30年度まで）の利用料金収入の平均から、アの減少率相当額を減じた額を、令和3年度以降の利用料金収入とする。



##### (2) 運営経費（支出）

運営経費（支出）については、従来どおり過去の実績等を参考に算定するが、光熱水費使用量など利用者数の減少が影響を及ぼすものについては、その影響を反映させるものとする。

また、施設ごとの感染症拡大予防ガイドラインに定める施設管理者として準備すべき消耗品等（消毒液、非接触型体温計等）に係る経費についても計上する。

#### 5 利用料金収入が指定管理者の提案を上回った場合の対応

4の(1)に記載のとおり、利用料金収入が最低値である状況が継続することを想定し、運営経費に不足が生じないよう、感染症の影響を受けない場合よりも指定管理委託料を増額して支出することとしていることから、利用料金収入が指定管理者の提案を上回った場合は、指定管理者は上回った額を市へ納付することとする。